

**西郷村第8次高齢者福祉計画・
第7期介護保険事業計画
(平成30～32年度)**

平成30年3月

西 郷 村

目次

第1章 計画策定の概要 3

1. 計画策定の背景 3
2. 計画の法令等の根拠と位置づけ 4
3. 計画の期間 6
4. 第7期介護保険事業計画策定の基本的考え方 7
5. 計画の策定と推進体制 8

第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計 9

1. 統計データからみる高齢者の状況 9
2. 実態調査結果 13
3. 介護保険事業等の動向 25
4. 将来推計 27

第3章 計画の理念 29

1. 基本理念 29
2. 計画の基本目標 29
3. 施策の体系 31
4. 重点施策 32

第4章 施策の展開 34

- 基本目標1 健康づくり・介護予防の推進 34
1. 健康づくりの推進 34
 2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 39
 3. 生きがいづくりの支援 40
- 基本目標2 地域包括ケア体制の充実 43
1. 地域包括ケアシステムの構築 43
 2. 高齢者を支える地域の体制づくり 45
 3. 地域支援事業の充実 49
 4. 医療・福祉・介護連携体制の整備 52
 5. 高齢者の住まいの確保 52
- 基本目標3 利用者本位の介護保険事業の推進 53
1. 介護保険サービスの充実 53
 2. 介護保険事業の適正・円滑な運営 54
- 基本目標4 高齢者福祉の充実 55
1. 生活支援サービスの充実 55
 2. 敬老事業 59
 3. 認知症施策の推進 61
 4. 高齢者の権利擁護の推進 62

5. 高齢者にやさしいまちづくりの推進	63
---------------------------	----

第5章 介護保険事業の見込み	65
-----------------------------	-----------

1. 第1号被保険者数・認定者数	65
2. 第1号被保険者の介護保険料	68
3. 保険料算出の詳細	70
4. 利用者負担の軽減	77
5. サービスの基盤整備	77

第6章 計画の推進に向けて	79
----------------------------	-----------

1. 計画の推進体制	79
2. 計画の進捗管理	80

資料編	81
------------------	-----------

1. 西郷村介護保険運営協議会規則	81
2. 西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱	83
3. 策定の経緯	87

第1章 計画策定の概要

1. 計画策定の背景

わが国の総人口は、2010年（平成22年）の1億2,806万人をピークに減少過程に入っており、2016年（平成28年）には1億2,693万人にまで減少しています。この間も、65歳以上の高齢者人口については一貫して増加を続けており、2016年（平成28年）には過去最高の3,459万人に達するとともに、総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）についても過去最高の27.3%となるなど、高齢化が進んでいます。

こうした高齢者の増加を背景に、認知症を有する高齢者の増加に加え、医療ニーズの高い高齢者、一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の増加など、高齢者をめぐる状況の変化に的確に対応する必要があります。また、医療・介護（予防）・生活支援サービスを切れ目なく提供し、高齢者の地域生活を支援する地域包括ケアシステムの構築を図るとともに、さらに広い視点からは、高齢者・障害者・子どもなどすべての人々が1人ひとりの暮らしと生きがいをともに創り、高め合う社会（地域共生社会）の実現を目指すことが求められています。

本村では、高齢者施策の方向性を示す計画として、2015～2017年度（平成27～29年度）を計画期間とする『第7期西郷村高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画』を策定し、これに基づく施策の展開を図ってきたところです。介護保険事業計画は3年毎の見直しが行われた法定計画であることから、今般の介護保険制度等の改正や本村における高齢者福祉行政をとりまく状況の変化や高齢社会における諸課題に対応するため、計画の見直しをする必要があります。

本村に暮らす高齢者がそれぞれの住み慣れた地域において、自分らしく安心して暮らしていくまちづくりをめざし、村民・事業者・行政が協働して高齢者福祉の充実に取り組んでいくための指針となる計画として、2018～2020年度（平成30～32年度）を計画期間とする『第8次西郷村高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画』を策定するものです。

2. 計画の法令等の根拠と位置づけ

(1) 計画の性格

「高齢者福祉計画」は全ての高齢者を対象とした本村の高齢者福祉に関する計画であり、「介護保険事業計画」は、介護保険の対象となる要介護者等の人数、介護保険サービス量の見込み等について定めた介護保険事業を運営するための事業計画であり、概念的には「介護保険事業計画」は「高齢者福祉計画」に包含されます。



(2) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（第20条の8第1項）の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として位置づけられるものです。

老人福祉法 第20条の8第1項	市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。
----------------------------	---

併せて、介護保険法（第117条第1項）の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」としても位置づけられるものです。

介護保険法 第117条第1項	市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。
---------------------------	--

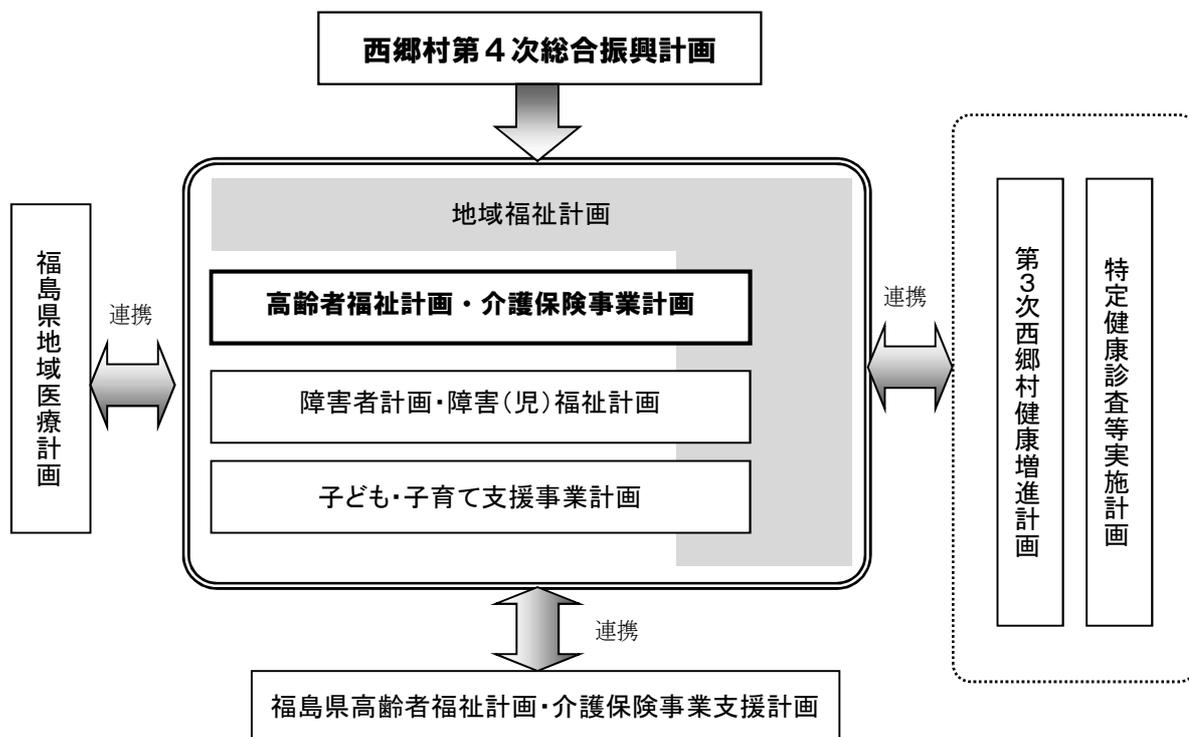
本村では、高齢者の福祉施策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的に策定しています。

(3) 他計画との関係

本計画は「西郷村第4次総合振興計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関する計画として策定するものです。

また、本村における他の保健福祉関連計画や住宅、生涯学習などの関連分野における村の個別計画等と整合性のある計画として策定します。

さらに、県の地域医療構想や地域医療計画との整合性を図ります。



(4) 計画の内容

高齢者福祉計画は、すべての高齢者の健康づくりや生活習慣病の予防、介護予防とともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、在宅生活の支援、地域包括ケア、防犯や防災対策、福祉のまちづくりなどを含む総合的な計画です。

介護保険事業計画は、要支援者等を中心に介護予防の推進を図るとともに、介護を必要とする人に対する適切なサービス提供に向けての基本方向や事業量、第1号被保険者の保険料などを定めています。

また、第7期計画も団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年（平成37年）を見据えた、医療と介護の連携や新しい地域支援事業・総合事業の実施などを含めた地域包括ケア計画として位置づけます。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2018～2020年度（平成30～32年度）までの3年間で、介護保険制度の下での第7期の計画となります。

ただし、本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢期を迎える2025年（平成37年）を見据えた長期的視点を踏まえ、検討・策定しています。

西暦	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026					
(平成)	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38					
	高齢者福祉計画・第5期介護保険事業計画																			
	第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画																			
			見直し													第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画				
																	見直し	第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画		
																			見直し	第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

4. 第7期介護保険事業計画策定の基本的考え方

《国の動き》

2017年（平成29年）5月26日、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」が成立し、6月2日に公布された改正法のポイントは以下の内容となっています。

〈1〉地域包括ケアシステムの深化・推進

①自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- ・高齢者が有する能力に応じた自立生活を送るための取組の推進
- ・自立支援・重度化防止に取り組むようデータに基づく課題分析と対応、実績評価、インセンティブ付与の制度化

②医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ・日常的な医療管理が必要な重介護者の受入れや、看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能を兼ね備えた、介護医療院の創設
- ・介護療養病床の経過措置期間の6年間延長

③地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域課題について、住民や福祉関係者による把握、解決が図られることを目指す旨を明記。
- ・高齢者と障害者が同一の事業所からサービスを受けやすくする「共生型サービス」の位置づけ。

〈2〉介護保険制度の持続可能性の確保

①現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し

- ・2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。月額44,400円の負担の上限あり。（平成30年8月施行）（介護保険法）

②介護納付金における総報酬割の導入

- ・介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

《第7期事業計画策定の方向性》

本村は、2015年（平成27年）度に超高齢社会（高齢化率21%以上）に突入し、団塊世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据え、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる、地域包括ケアシステムの構築を目指した第6期事業計画をより一層深化・推進していく必要があります。

第7期の事業計画策定にあたっては、アンケート調査等から明らかになった本村の高齢者の生活実態や地域のニーズ等を踏まえるとともに、第6期事業計画の振り返りを基に継続性を保ちながら進めていきます。

なお、計画策定にあたっては、同時改訂となる福島県医療計画や、関連する他の計画とも整合性を図ります。

《本村の日常生活圏域》

高齢者の生活を支える基盤整備については、日常生活を営む地域における様々なサービスの提供体制の整備が必要です。そのため、多様な地域性に対応することや生活圏域における社会資源の活用と医療・介護における多様な連携を持ったサービス提供が望まれています。

西郷村では、第6期計画から中学校区を圏域として3圏域を設定しています。様々なサービス資源を結びつけ、必要なサービスが切れ目なく提供できる体制の実現を目的として、各圏域のサービス拠点の整備に取り組んでいます。

5. 計画の策定と推進体制

本計画の策定は、西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会、介護保険運営協議会、住民アンケートなど、村民や関係者の参画により策定します。

(1) 西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会の開催

西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会・介護保険運営協議会においては、村長が必要と認める者、識見を有する者、関係機関等に関する者等に委員を委嘱し、計画内容について協議いただきました。

(2) アンケート調査等の実施

本計画の策定にあたっては、65歳以上の高齢者等に対して2種類のアンケート調査を実施し、高齢者の現状について把握しました。

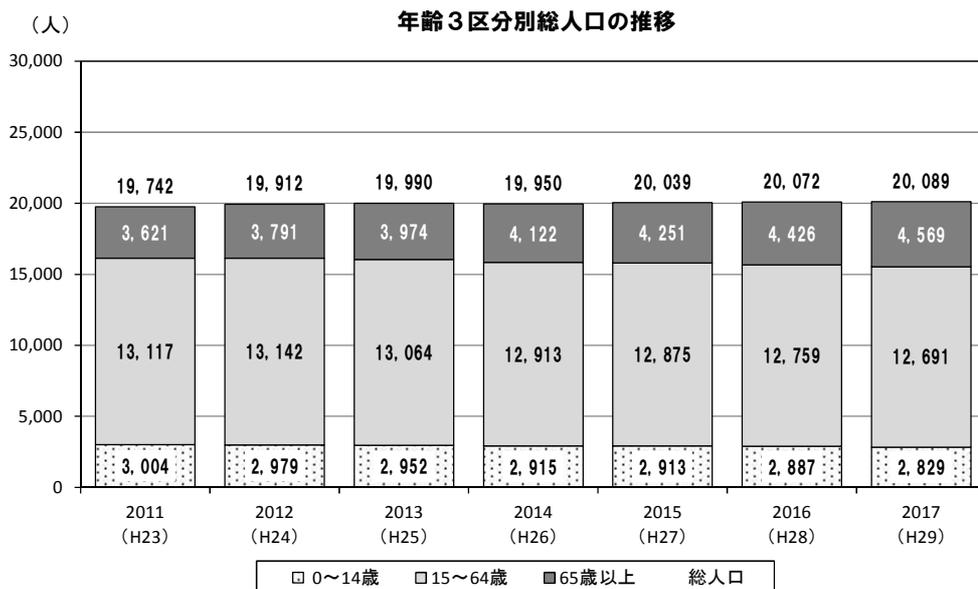
第2章 高齢者を取り巻く現状と将来推計

1. 統計データからみる高齢者の状況

(1) 人口の推移

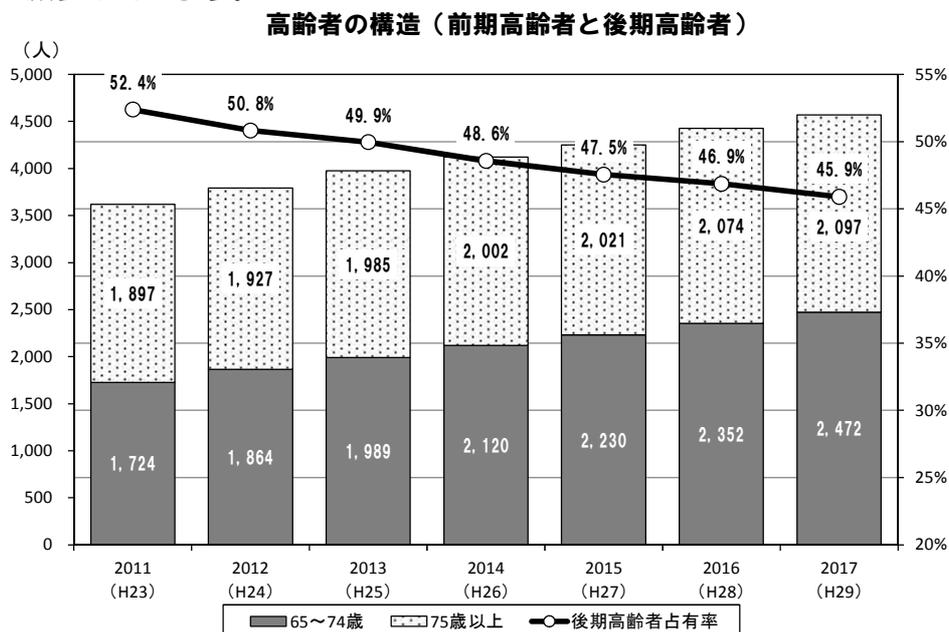
西郷村の総人口は緩やかな増加傾向が続いており、2017年（平成29年10月1日）時点で20,089人となっています。

年齢構成別にみると、0～14歳が2,829人、15～64歳が12,691人、65歳以上の高齢者が4,569人で、高齢化率は22.7%となっています。



※資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

また、介護需要に結びつきやすい75歳以上の後期高齢者人口は、2011年（平成23年）時点の1,897人から、2017年（平成29年）には2,097人へと200人増加したものの、74歳以下の前期高齢者が約750人増加しているため、後期高齢者占有率は52.4%から45.9%へ減少しています。



※資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

年齢構成別人口と構成比

	2011 (H23)	2012 (H24)	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
総数(人)	19,742	19,912	19,990	19,950	20,039	20,072	20,089
0～14歳	3,004	2,979	2,952	2,915	2,913	2,887	2,829
15～39歳	6,098	6,153	6,090	5,974	5,955	5,925	5,895
40～64歳	7,019	6,989	6,974	6,939	6,920	6,834	6,796
65歳以上	3,621	3,791	3,974	4,122	4,251	4,426	4,569
65～74歳	1,724	1,864	1,989	2,120	2,230	2,352	2,472
65～69歳	887	1,020	1,131	1,220	1,349	1,517	1,508
70～74歳	837	844	858	900	881	835	964
75歳以上	1,897	1,927	1,985	2,002	2,021	2,074	2,097
75～79歳	732	727	743	731	732	748	753
80～84歳	627	623	626	623	610	619	628
85～89歳	358	378	390	407	430	455	451
90歳以上	180	199	226	241	249	252	265
総数(%)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	15.2%	15.0%	14.8%	14.6%	14.5%	14.4%	14.1%
15～39歳	30.9%	30.9%	30.5%	29.9%	29.7%	29.5%	29.3%
40～64歳	35.6%	35.1%	34.9%	34.8%	34.5%	34.0%	33.8%
65歳以上	18.3%	19.0%	19.9%	20.7%	21.2%	22.1%	22.7%
65～74歳	8.7%	9.4%	9.9%	10.6%	11.1%	11.7%	12.3%
65～69歳	4.5%	5.1%	5.7%	6.1%	6.7%	7.6%	7.5%
70～74歳	4.2%	4.2%	4.3%	4.5%	4.4%	4.2%	4.8%
75歳以上	9.6%	9.7%	9.9%	10.0%	10.1%	10.3%	10.4%
75～79歳	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%	3.7%
80～84歳	3.2%	3.1%	3.1%	3.1%	3.0%	3.1%	3.1%
85～89歳	1.8%	1.9%	2.0%	2.0%	2.1%	2.3%	2.2%
90歳以上	0.9%	1.0%	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%

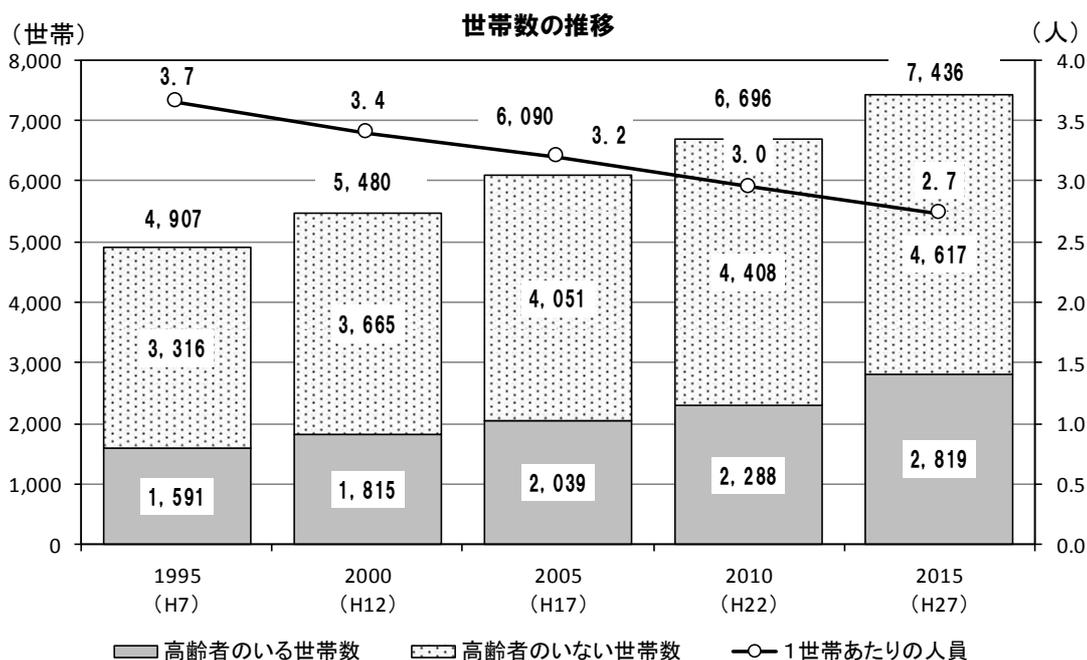
※資料：住民基本台帳（各年10月1日現在）

(2) 高齢者世帯数の推移

世帯数については、一貫して増加傾向で推移しており、2015年（平成27年）には7,436世帯となっています。

高齢者のいる世帯数についても、増加傾向で推移しており、2015年（平成27年）には2,819世帯で、総世帯に占める割合は37.9%となっています。

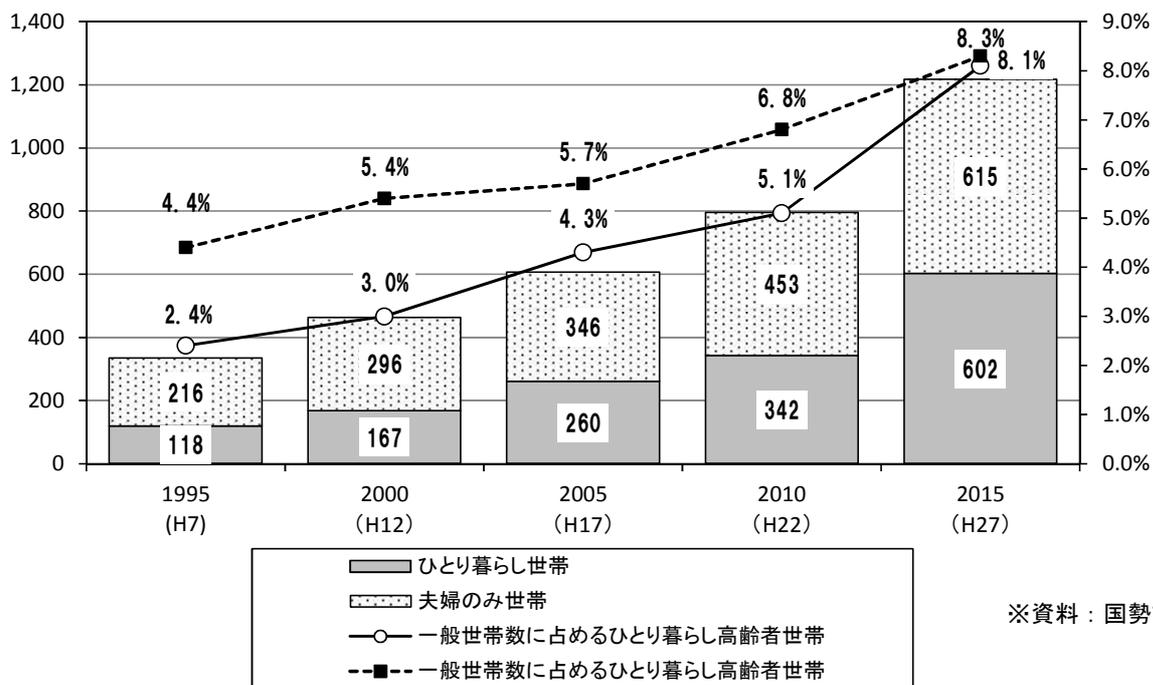
また、2015年（平成27年）の高齢者のいる世帯のうち、ひとり暮らし世帯が602世帯で総世帯数の8.1%、夫婦のみ世帯が615世帯で総世帯数の8.3%となっています。



※国勢調査

(世帯)

高齢者世帯数の推移



※資料：国勢調査

高齢者のいる世帯数の推移

	一般世帯	高齢者のいる世帯					非親族世帯
		単独世帯・親族世帯	単独世帯・親族世帯			その他の親族同居世帯	
			ひとり暮らし世帯	夫婦のみ世帯	その他の親族同居世帯		
1995 (H7)	4,907 (100.0%)	1,591 (32.4%)	1,591 (32.4%)	118 (2.4%)	216 (4.4%)	1,257 (25.6%)	0 (0.0%)
2000 (H12)	5,480 (100.0%)	1,815 (33.1%)	1,810 (33.0%)	167 (3.0%)	296 (5.4%)	1,347 (24.6%)	5 (0.1%)
2005 (H17)	6,090 (100.0%)	2,039 (33.5%)	2,037 (33.4%)	260 (4.3%)	346 (5.7%)	1,431 (23.5%)	2 (0.0%)
2010 (H22)	6,696 (100.0%)	2,288 (34.2%)	2,272 (33.9%)	342 (5.1%)	453 (6.8%)	1,477 (22.1%)	16 (0.2%)
2015 (H27)	7,436 (100.0%)	2,819 (37.9%)	2,805 (37.7%)	602 (8.1%)	615 (8.3%)	1,588 (21.4%)	14 (0.2%)

〈参考2015年 (H27)〉

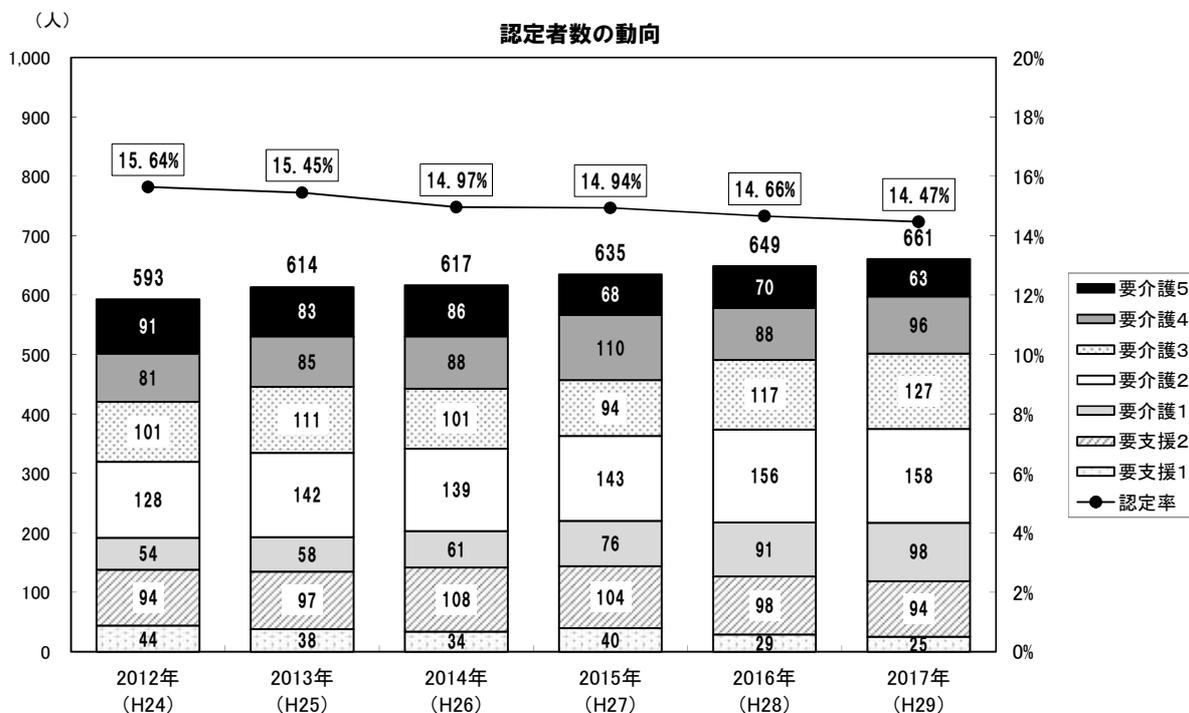
福島県	730,013 (100.0%)	349,773 (47.9%)	347,995 (47.7%)	77,583 (10.6%)	81,730 (11.2%)	188,682 (25.8%)	1,778 (0.2%)
全国	53,331,797 (100.0%)	21,713,308 (40.7%)	21,582,467 (40.5%)	5,927,686 (11.1%)	5,247,936 (9.8%)	10,406,845 (19.5%)	130,841 (0.2%)

※資料：国勢調査

(3) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は近年増加傾向で推移しており、2017年（平成29年）9月末時点で661人となっており、2012年（平成24年）からの5年間で68人増加しています。

認定率は、微減で推移しており、2017年（平成29年）9月末時点で14.47%となっています。



※介護保険事業状況報告月報（各年9月末）
 ※認定者数は、第2号被保険者を含む。

2. 実態調査結果

本計画の策定にあたって、村民の意見・意向を十分に把握し、現在の高齢者を取り巻く状況や課題を明らかにするため、次のようなアンケート調査を実施しました。

◆調査の対象者と配布数

調査名	対象者	配布数	回収数		回収率
			白票	有効票	
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の一般高齢者及び要支援認定者	3,655	1	2,513	68.8%
在宅介護実態調査	在宅の要介護認定者	402	0	256	63.7%

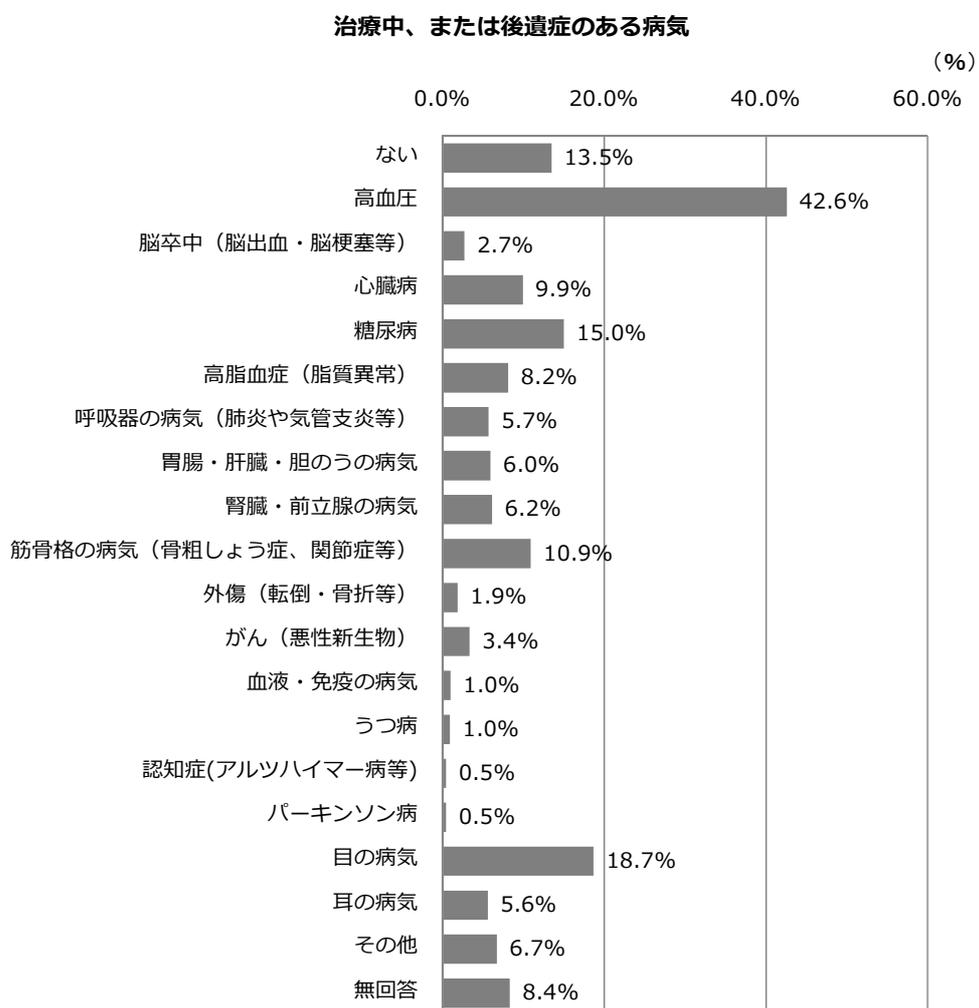
◆抽出基準日：平成28年12月15日

◆調査期間：平成29年1月中旬～平成29年1月31日

高齢者の身体の状況と健康に関する意識

○治療中、または後遺症のある病気(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

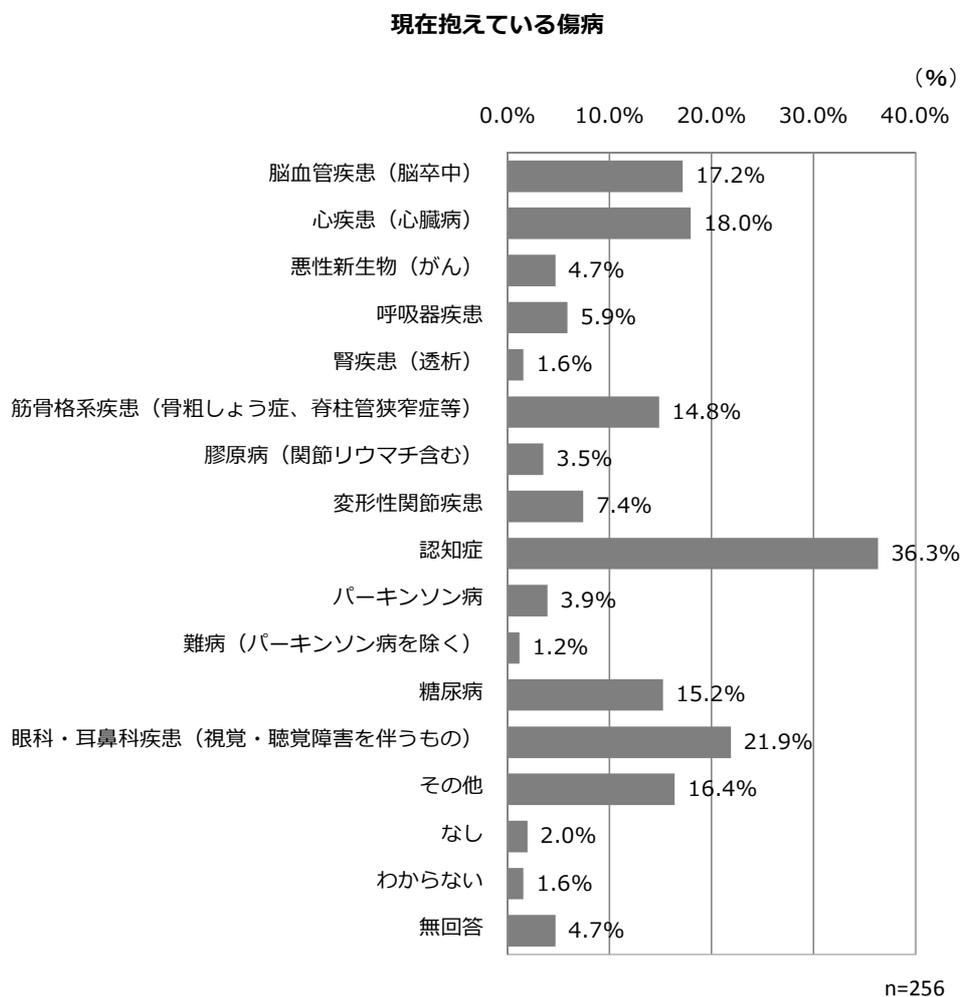
・治療中、または後遺症のある病気は、「高血圧」が42.6%で最も多く、次いで「目の病気」が18.7%、「糖尿病」が15.0%の順となっています。



n=2,513

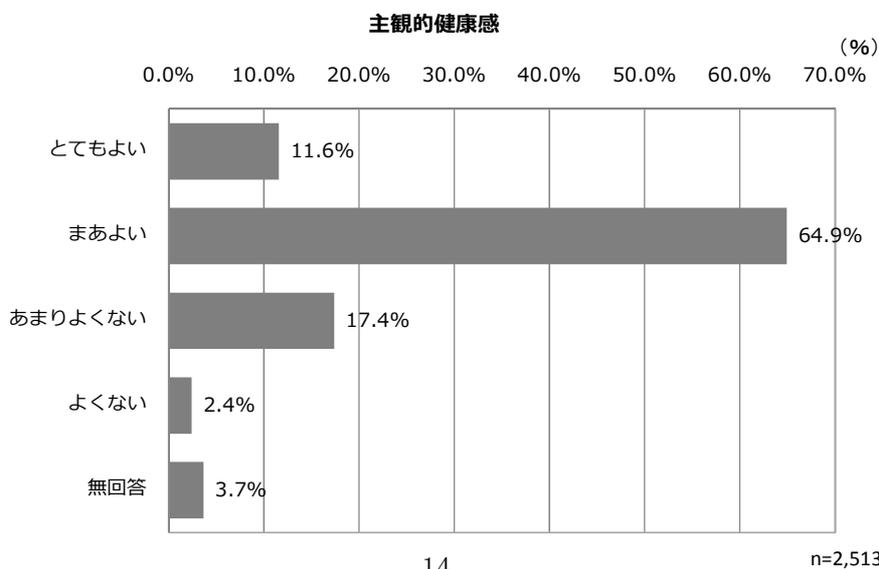
○現在抱えている傷病(在宅介護者実態調査)

- ・「認知症」が36.3%で最も多く、次いで「眼科・耳鼻科疾患（視覚・聴覚障害を伴うもの）」が21.9%、「心疾患（心臓病）」が18.0%の順となっています。

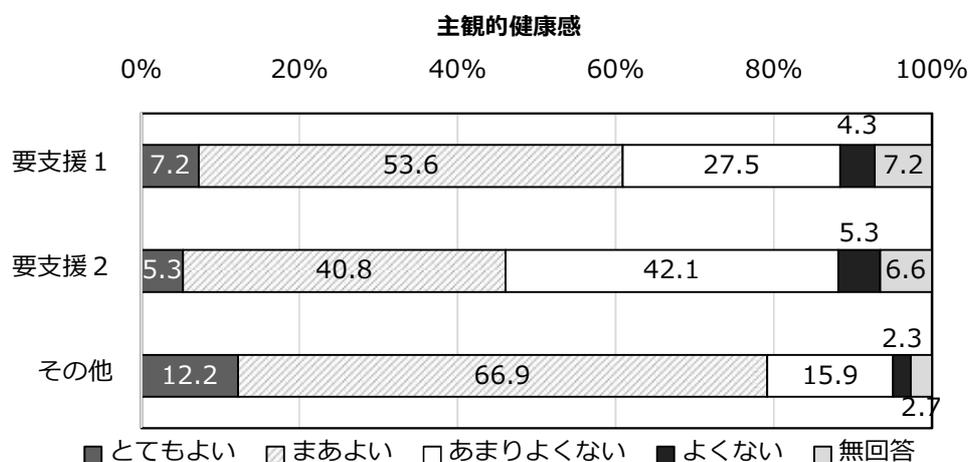


○主観的健康感

- ・“介護予防・日常生活圏域ニーズ調査”では、自分で健康だと思うかについては、「とてもよい」と「まあよい」を合わせた『健康だと思う』が76.5%、「あまりよくない」と「よくない」を合わせた『健康でないと思う』が19.8%となっています。



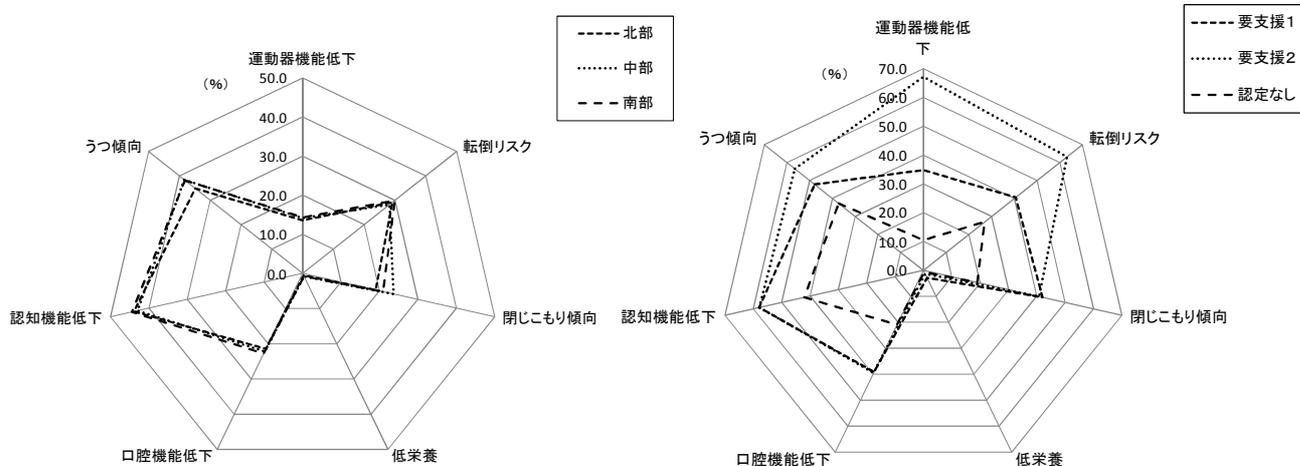
- “在宅介護実態調査”では、「とてもよい」「まあよい」を合わせた『健康だと思う』が、“認定なしの方”が79.1%であるのに対し、“要支援1”は60.8%、“要支援2”は46.1%と低くなっています。主観的幸福感の平均も、要支援者に比べ、“認定なしの方”が高くなっています。



◇身体的な健康づくりは、介護予防や要介護度の重度化につながるリスク軽減だけでなく、こころの面での健康づくりにもつながることから、健康づくりのための取組の推進とともに、住民が必要とする健康維持に関する情報を適切に提供し、日ごろからひとり一人の健康意識を高めていく必要があります。

○生活機能について(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

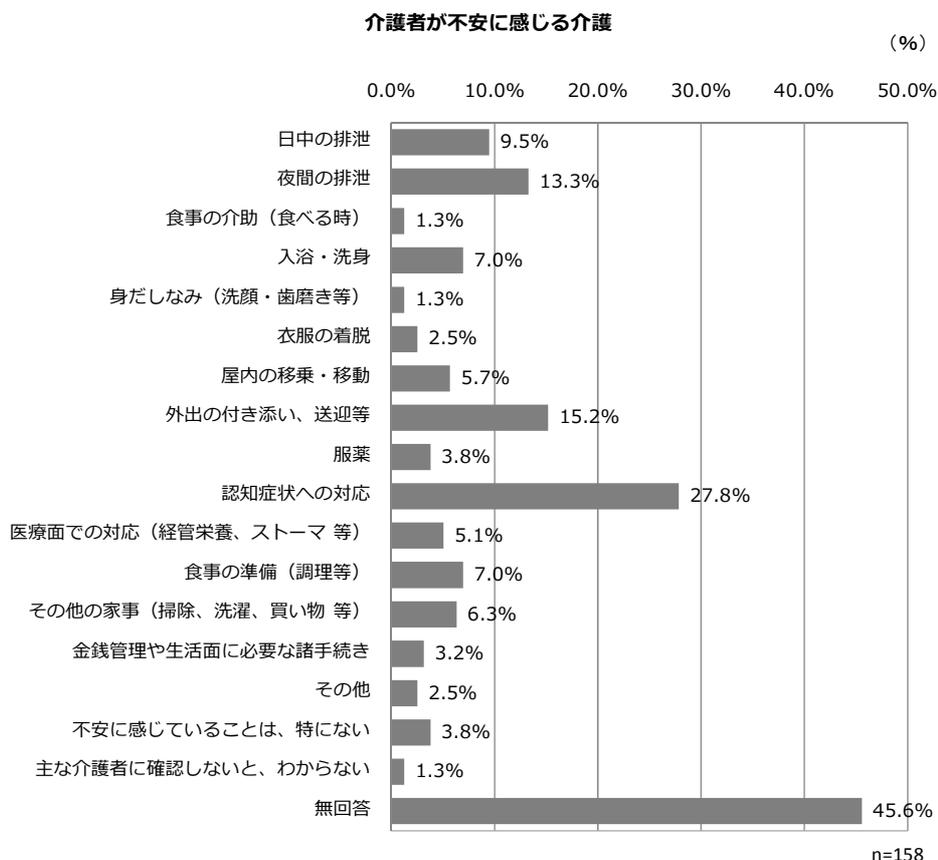
- 生活機能の評価項目ごとの該当者（リスク者）の割合は、日常生活圏域別にみると、ほぼ同様の傾向となっていますが、“北部”で「うつ傾向」「閉じこもり傾向」が比較的低くなっています。
- “一般高齢者・要支援者”の要介護状態区別にみると、認定の有無で割合が異なります。特に“要支援2”は「運動器機能低下」や「転倒リスク」が大きくなっています。



◇「運動器機能低下」や「転倒リスク」が大きくなると要介護状態の悪化につながるため、一般介護予防事業を充実させ、重度化等の防止に努めることが重要です。

○認知症について(在宅介護者実態調査)

- ・現在抱えている傷病では、「認知症」が3割以上で最も多くなっています。
- ・また、介護者が不安を感じる介護では、「認知症状への対応」が27.8%で最も多くなっています。

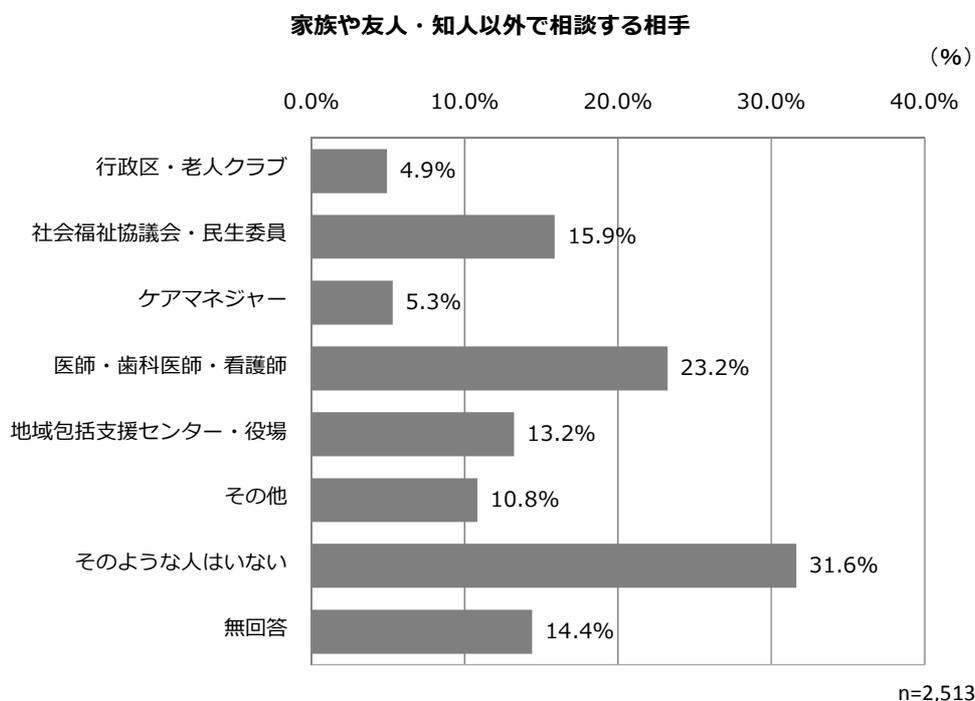


◇認知症は誰にでもかかりうる身近な傷病の一つと言えます。認知症の人やその家族を支えるためには、認知症に対する正しい理解の普及・啓発を図り、地域全体で認知症高齢者やその家族の生活を支えていくことが重要です。そのためには、認知症の人の見守りや、徘徊した際の早期発見の体制づくりといった、具体的な支援の仕組みづくりも必要とされます。

高齢者の生活や生きがい

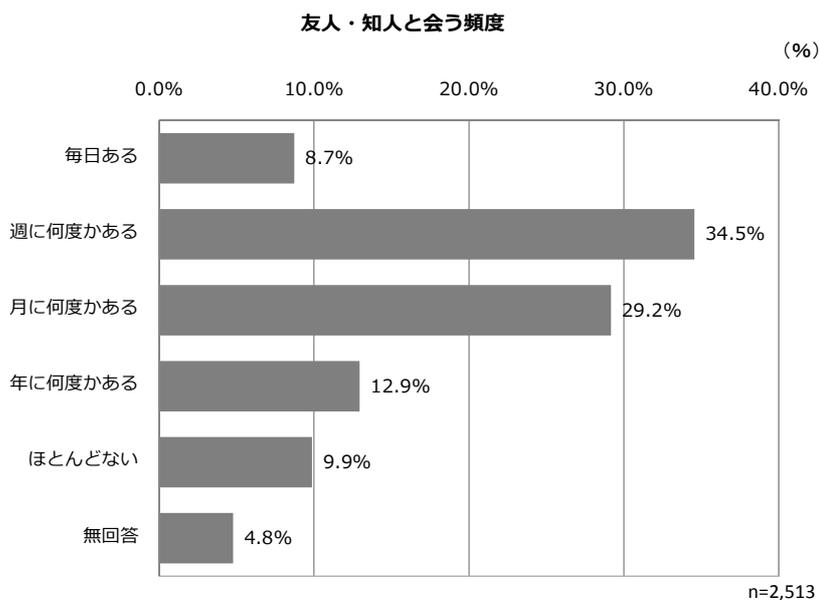
○家族や友人・知人以外で相談する相手(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

- ・「そのような人はいない」が最も多く31.6%、次いで「医師・歯科医師・看護師」が23.2%、「社会福祉協議会・民生委員」が15.9%となっています。



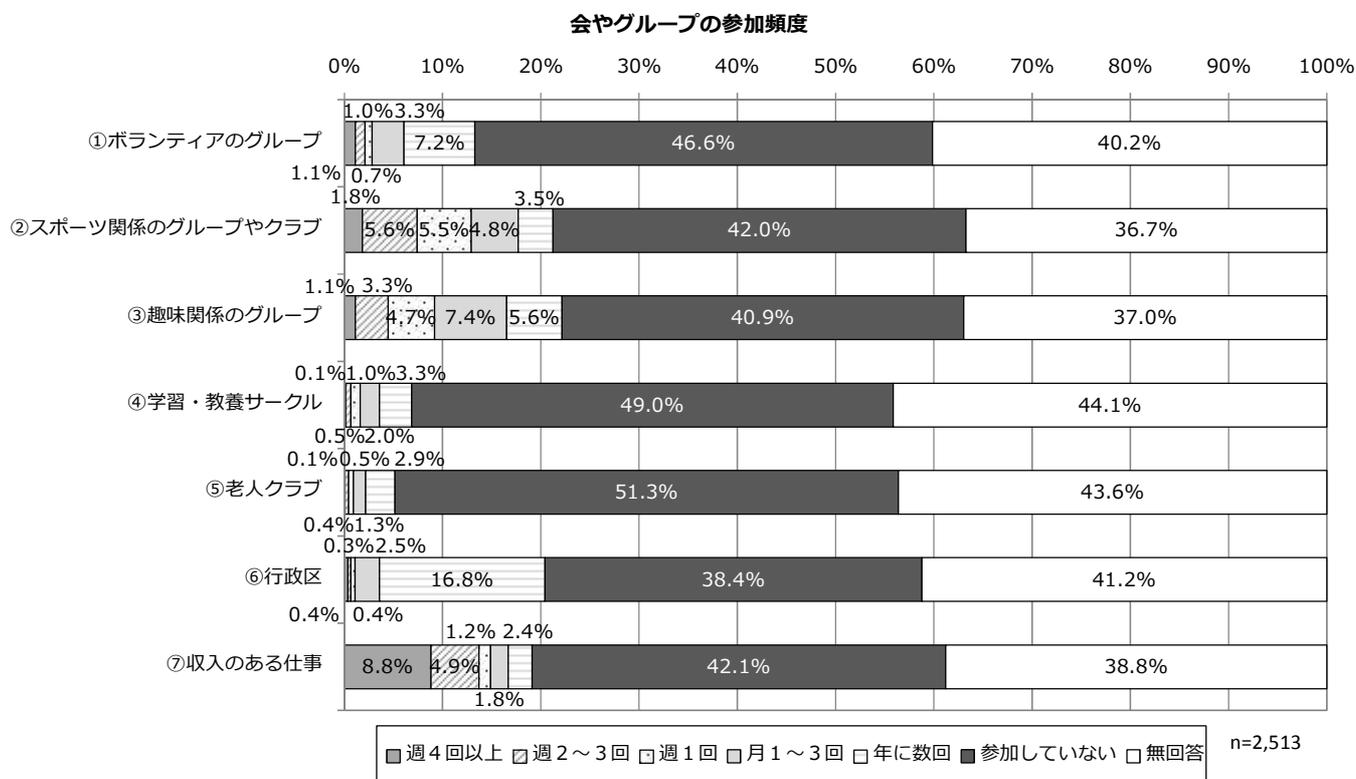
○友人・知人と会う頻度(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

- ・「週に何度かある」が34.5%最も多く、「毎日ある」の8.7%と合わせて『週1回以上』が43.2%を占めています。



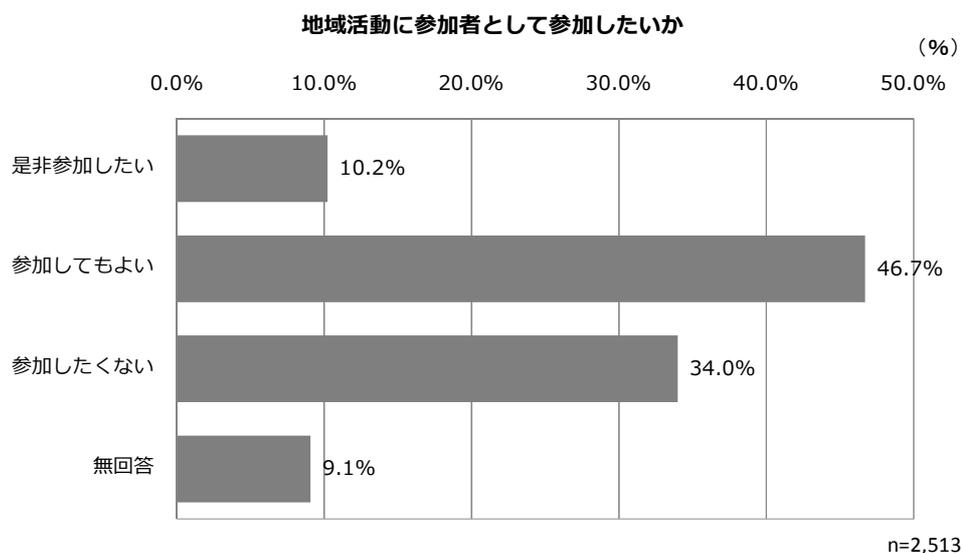
○会やグループの参加頻度(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

・会やグループへの参加頻度では、「参加していない」「無回答」を除いた『参加している』で比較すると、“③趣味関係のグループ”が最も多く、次いで“②スポーツ関係のグループやクラブ”、“⑥行政区”の順となっています。



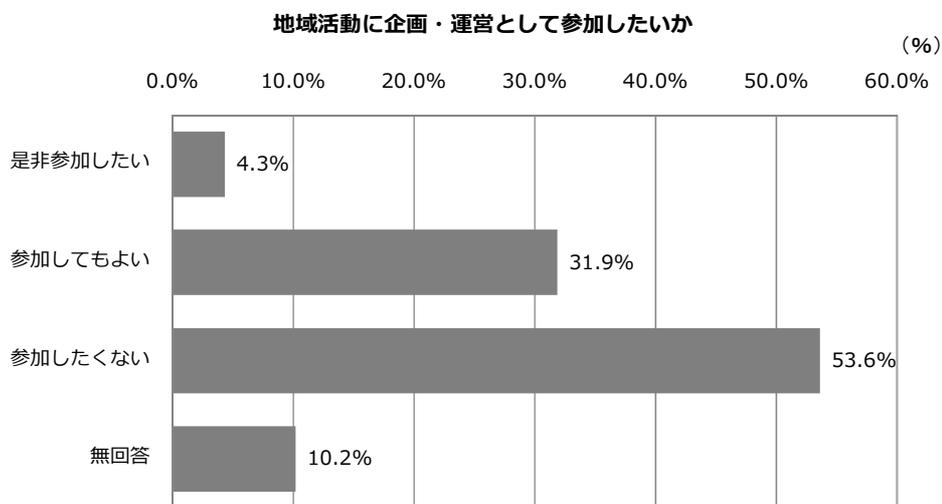
○地域活動に参加者として参加したいか(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

・「是非参加したい」が10.2%、「参加してもよい」が46.7%、「参加したくない」が34.0%となっています。



○地域活動に企画・運営として参加したいか(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

・「是非参加したい」が4.3%、「参加してもよい」が31.9%、「参加したくない」が53.6%となっています。「参加者として」の設問では、「参加してもよい」が最も多いですが、「企画・運営として」は、「参加したくない」が最も多くなっています。



n=2,513

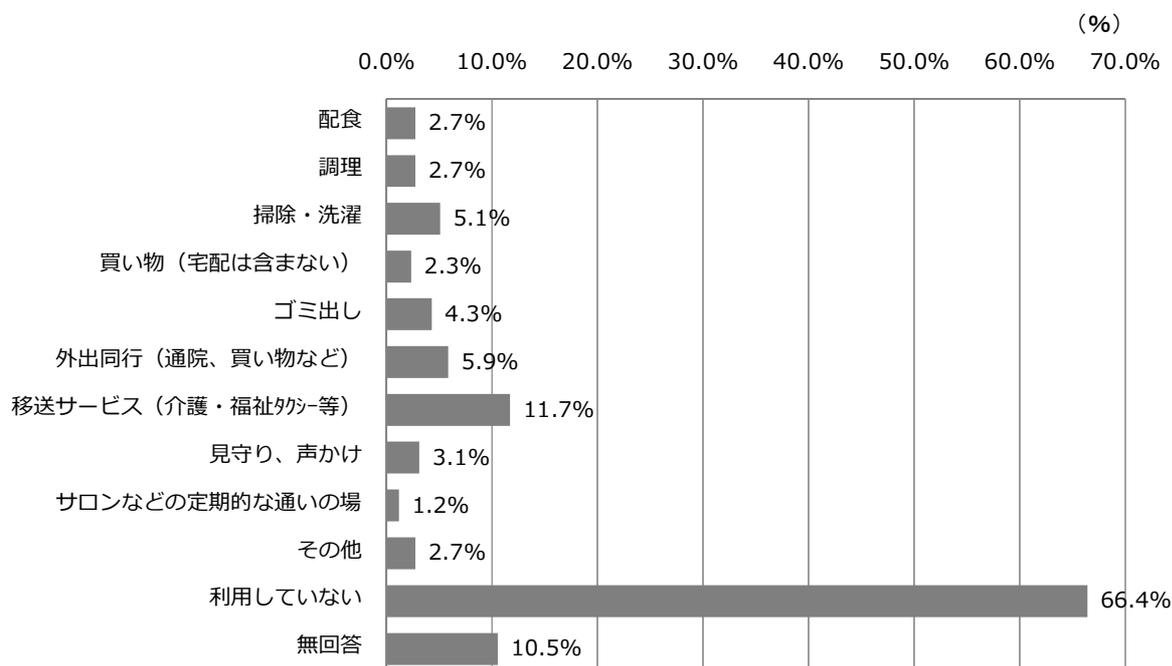
◇高齢化が進行する中において、元気高齢者の活躍の促進は、活力ある地域を維持するために必要不可欠となっています。今後は、高齢者の生きがいや健康づくりの推進に向けた活動支援等のほか、社会参加意欲のある高齢者に向けた情報提供や社会参加のきっかけづくりにより、高齢者が個人の能力を発揮し、いきいきと生活できる環境づくりが求められます。

福祉サービスについて

○介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況(在宅介護者実態調査)

・「利用していない」が66.4%で最も多く、次いで「移送サービス」が11.7%、「外出同行」が5.9%の順となっています。

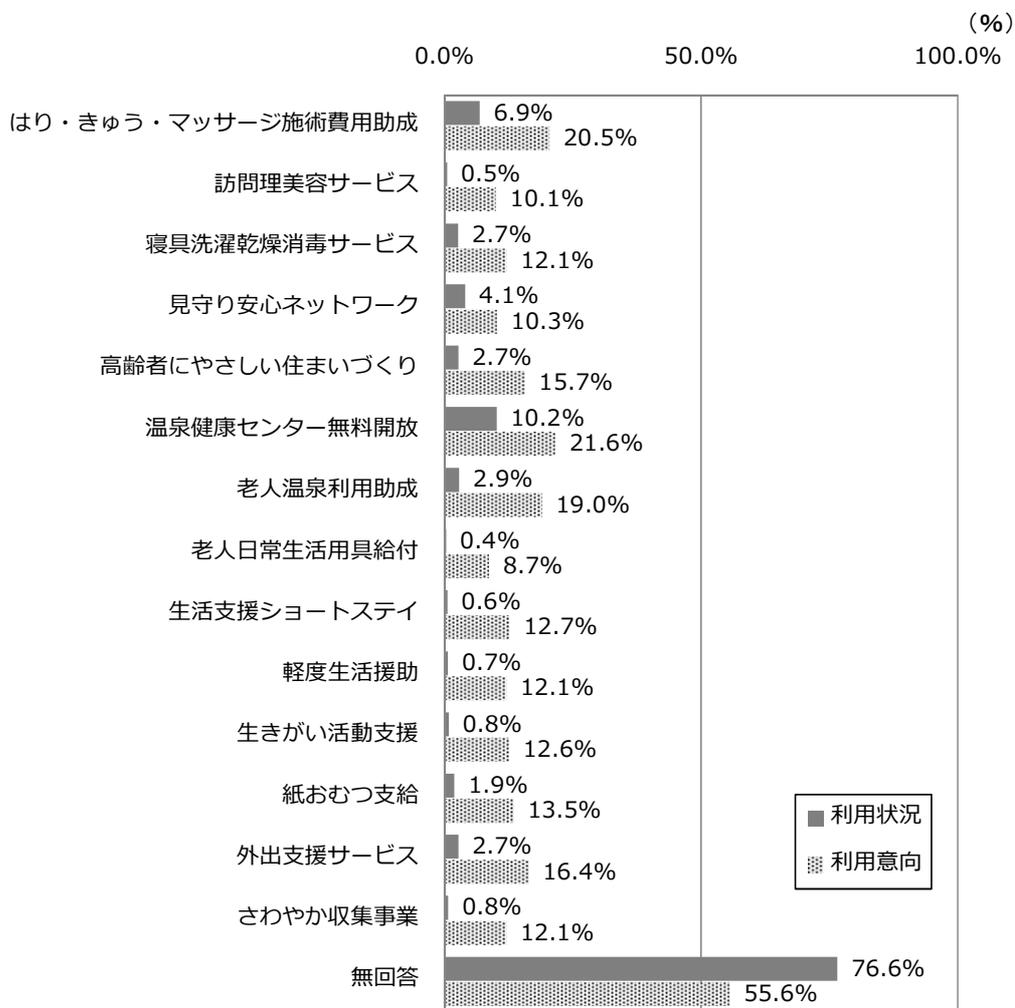
介護保険サービス以外の支援・サービスの利用状況



○今後の福祉サービスの利用状況と利用意向(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査)

- ・現在の利用状況は、「温泉健康センター無料開放」が10.2%で最も多く、次いで「はり・きゅう・マッサージ施術費用助成」が6.9%となっており、その他は5.0%以下となっています。
- ・今後の利用意向は、「老人日常生活用具給付」を除き、いずれも10~20%程度となっています。

福祉サービスの利用状況と利用意向

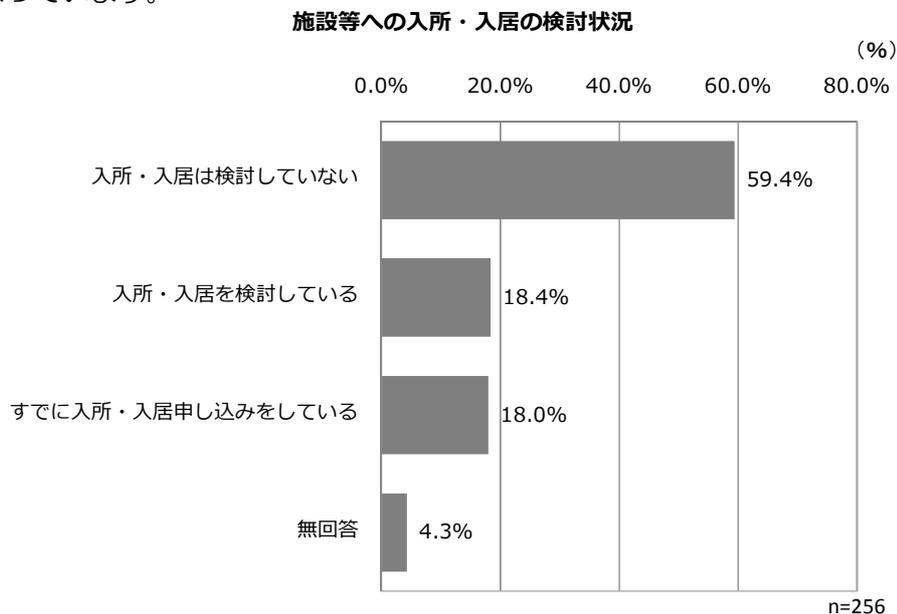


n=2,513

在宅介護の状況

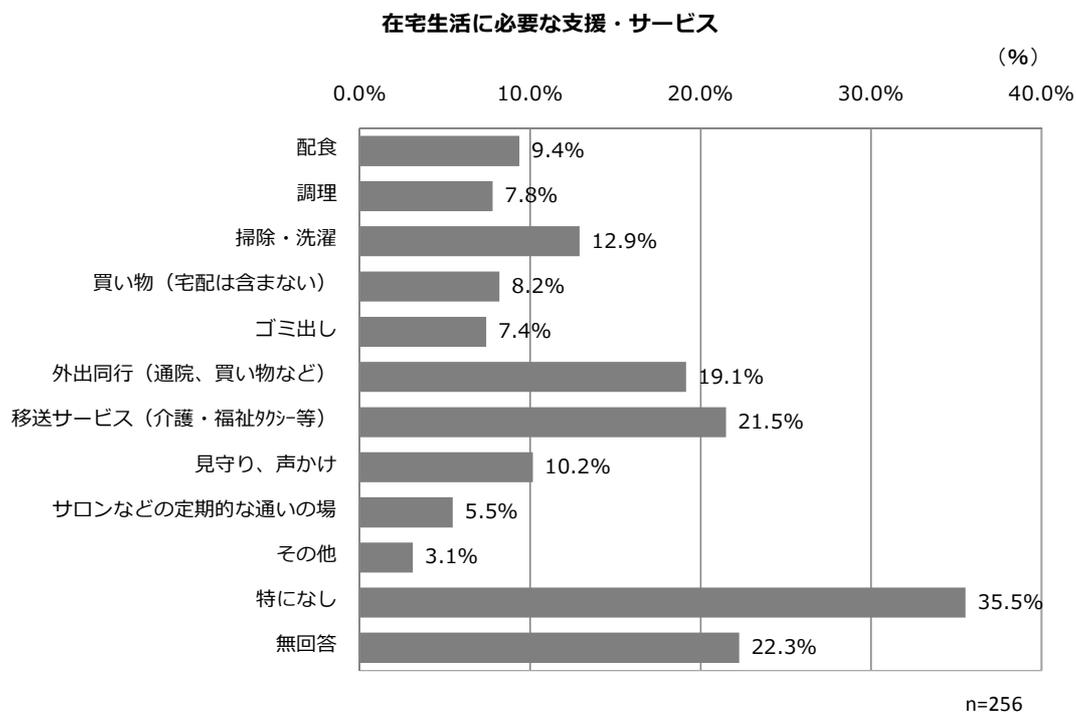
○施設等への入所・入居の検討状況(在宅介護者実態調査)

- 施設等への入所・入居の検討状況は「入所・入居は検討していない」が59.4%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が18.4%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が18.0%の順となっています。



○在宅生活に必要な支援・サービス(在宅介護者実態調査)

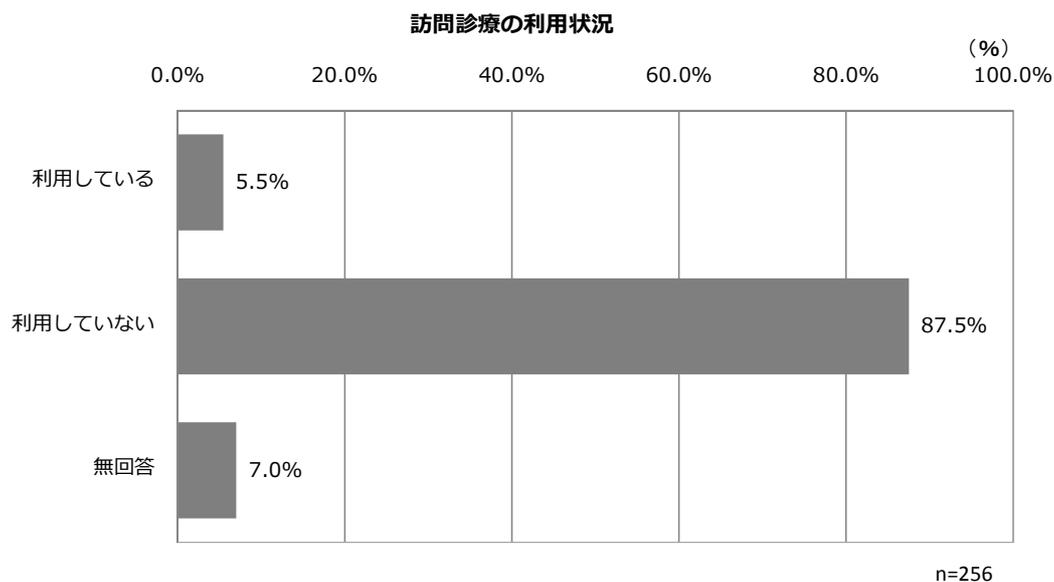
- 在宅生活に必要な支援・サービスについては、「特になし」が35.5%で最も多く、次いで「移送サービス」が21.5%、「外出同行」が19.1%の順となっています。



家族構成	単身世帯	夫婦のみの世帯	その他
平均必要項目数	2.9	2.4	2.4

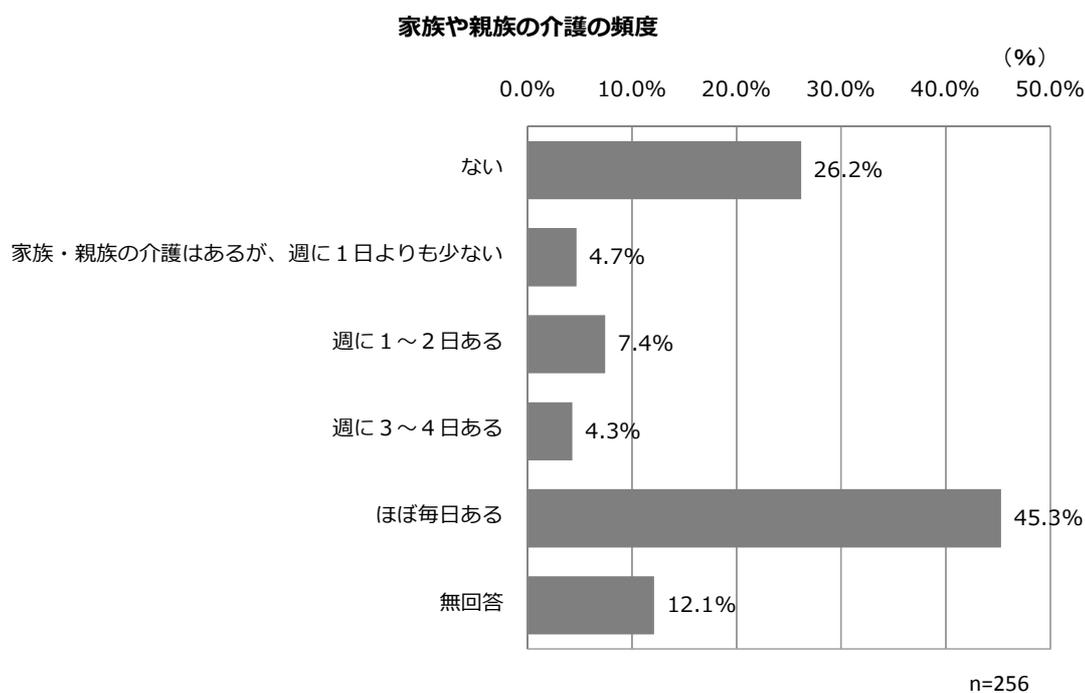
○訪問診療の利用状況(在宅介護者実態調査)

- 「利用していない」が87.5%、「利用している」が5.5%となっています。



○家族や親族の介護の頻度(在宅介護者実態調査)

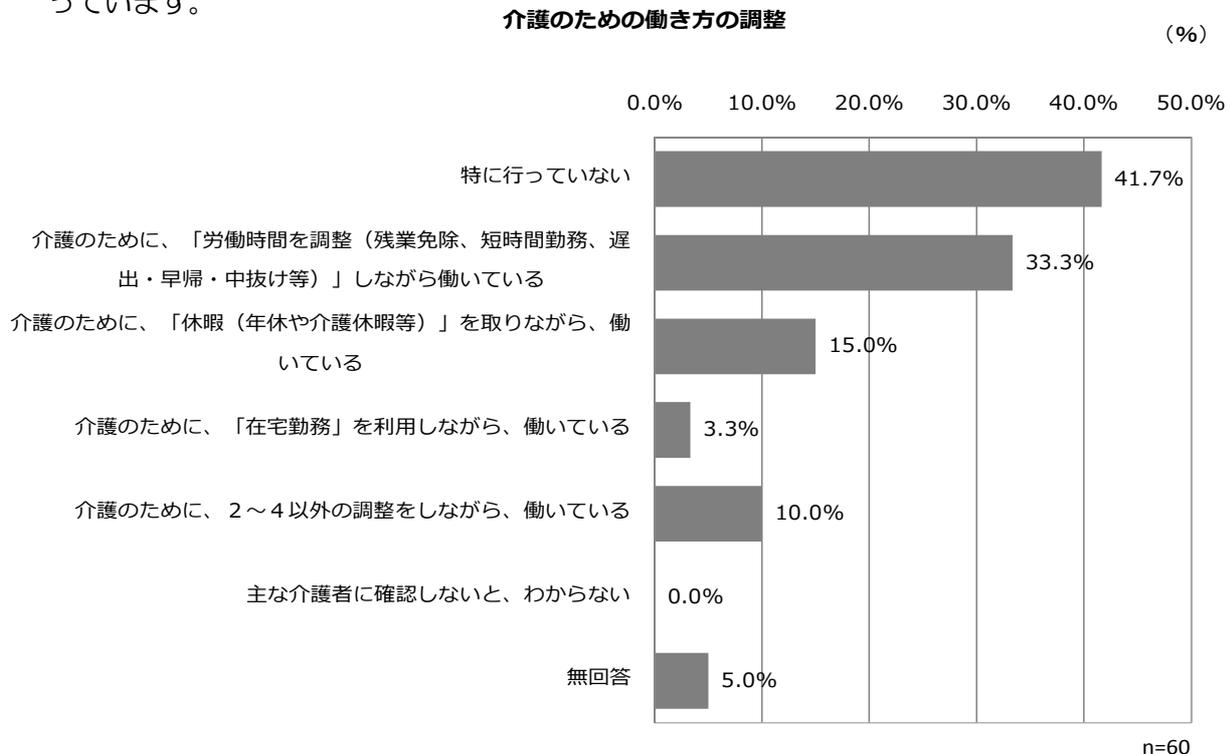
- 「ほぼ毎日ある」が45.3%で最も多く、次いで「ない」が26.2%、「週に1～2日ある」が7.4%となっています。
- 家族構成別でみると、“単身世帯”“夫婦のみ世帯”よりも、2世帯などを含む“その他”の方が、「ほぼ毎日ある」の割合が高くなっています。
- 要介護状態区分別でみると、重度であるほど「ない」の割合が高くなっています。



介護者の状況

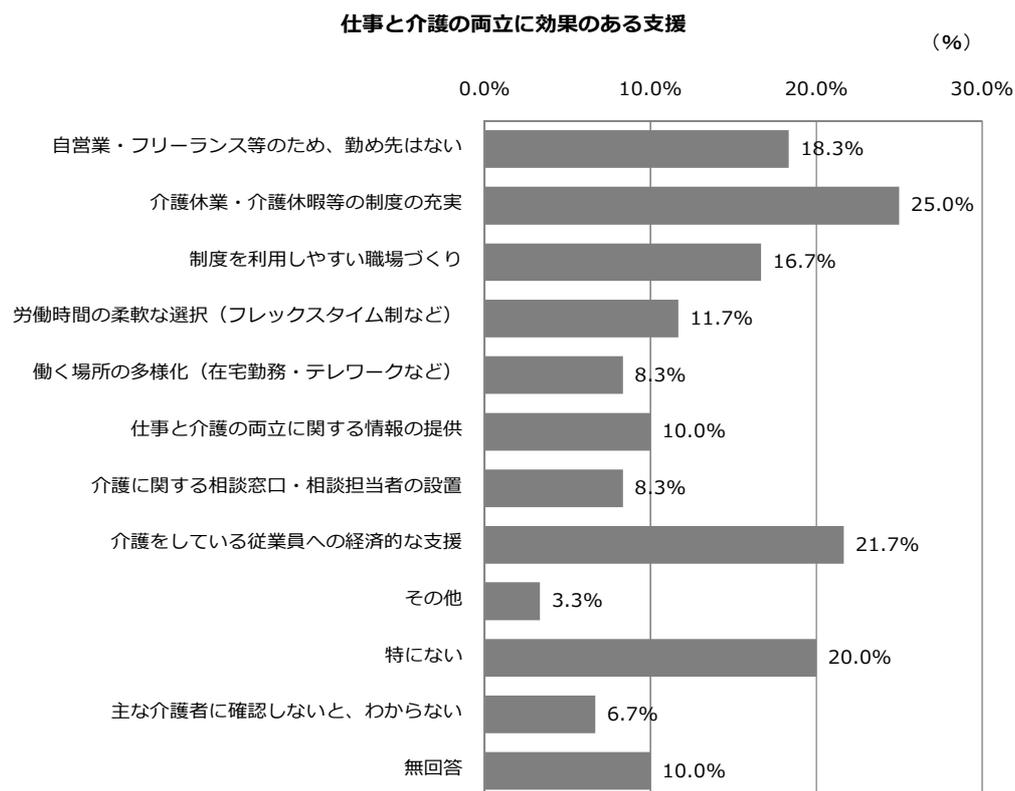
○介護のための働き方の調整(在宅介護者実態調査)

- ・「特に行っていない」が41.7%で最も多く、次いで「介護のために、労働時間を調整しながら、働いている」が33.3%、「介護のために、休暇を取りながら、働いている」が15.0%の順となっています。



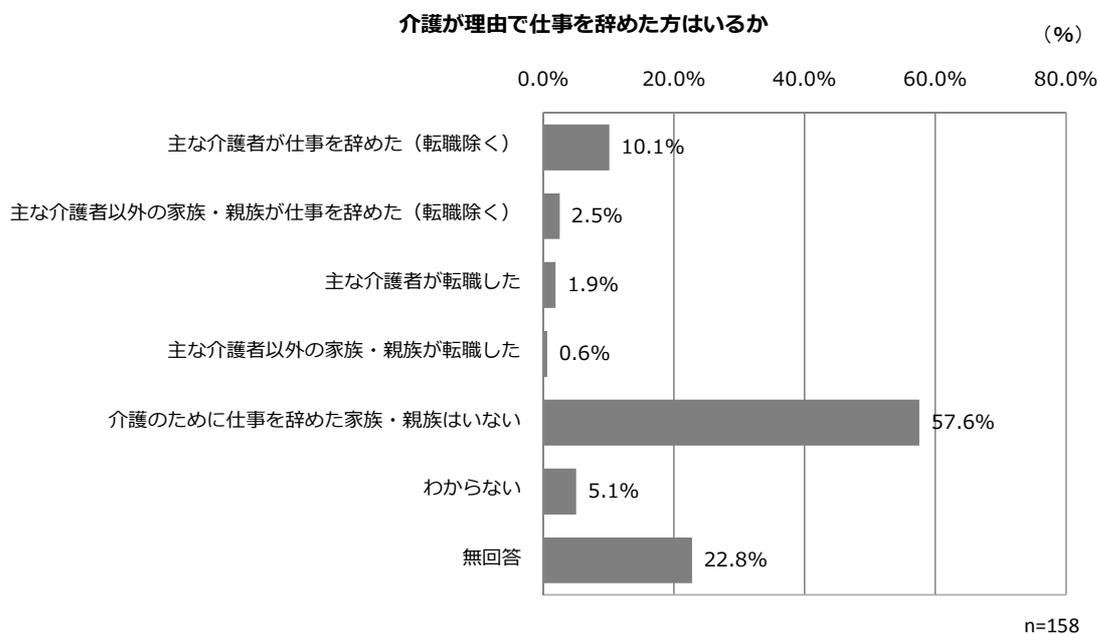
○仕事と介護の両立に効果のある支援(在宅介護者実態調査)

- ・「介護休業・介護休暇等の制度の充実」が25.0%で最も多く、次いで「介護をしている従業員への経済的な支援」が21.7%、「特にない」が20.0%の順となっています。



○介護者の離職状況(在宅介護者実態調査)

- ・“在宅要介護者”のアンケート調査から、介護者は子どもが約4割、性別は女性が約7割、年齢は60代が36.7%で最も多くなっており、介護のために過去1年間で「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が10.1%となっています。



◇サービスを必要とする方に必要な支援が届くよう支援の充実が必要とされます。また、職場の理解促進や、柔軟な勤務体制の構築など、仕事と介護を両立しやすい職場づくりを促進するための周知・啓発も重要です。

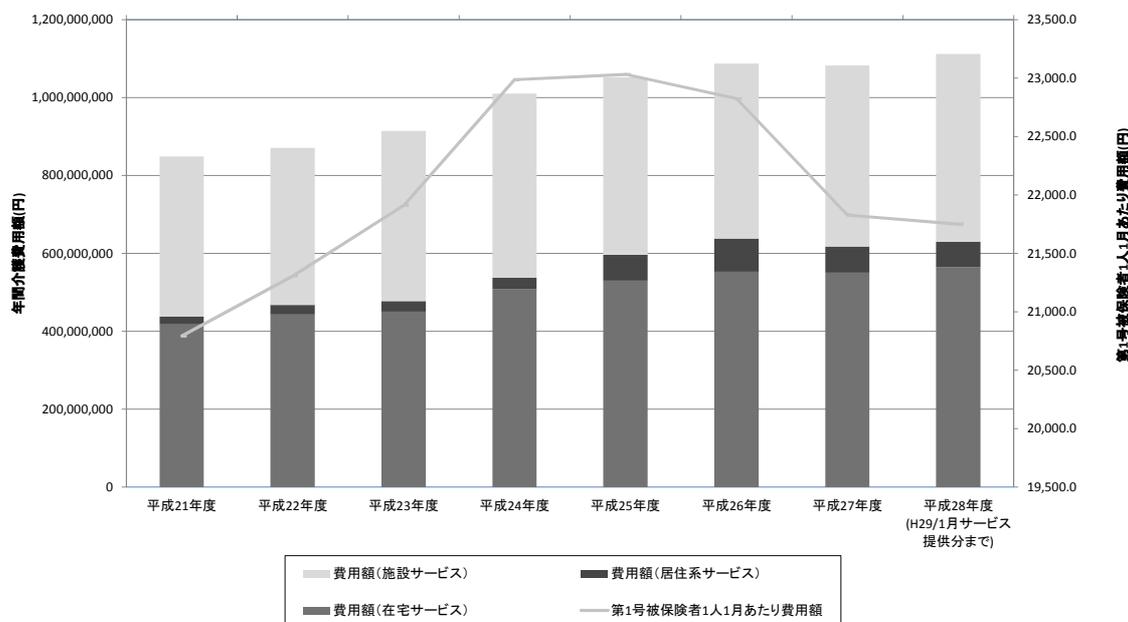
3. 介護保険事業等の動向

(1) 介護費用額の推移

平成21年度から平成28年度の介護費用額は、年々増加傾向となっておりますが、第1号被保険者1人1月あたりの費用額は平成25年度をピークに減少傾向となっております。

第1号被保険者1人1月あたりの費用額は、全国や福島県に比べ低い21,750円となっております。(平成28年度 H29/1月サービス提供分まで)

介護費用額の推移



在宅サービスの費用額が占める割合は平成21年度の49.2%から微増傾向で、平成28年度には50.8%となっております。

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度 (H29/1月サービス提供分まで)
費用額 (円)	848,909,000	871,232,875	914,009,203	1,010,370,458	1,052,460,087	1,087,293,345	1,082,479,734	1,112,132,210
費用額(在宅サービス)	417,860,000	443,198,310	449,880,542	507,812,881	529,788,986	552,995,656	550,596,308	564,871,533
費用額(居住系サービス)	20,643,000	24,364,414	27,675,221	29,709,047	66,762,671	84,911,789	66,850,195	65,055,771
費用額(施設サービス)	410,406,000	403,670,151	436,453,440	472,848,530	455,908,430	449,385,900	465,033,231	482,204,906
費用額 (構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
費用額(在宅サービス)	49.2%	50.9%	49.2%	50.3%	50.3%	50.9%	50.9%	50.8%
費用額(居住系サービス)	2.4%	2.8%	3.0%	2.9%	6.3%	7.8%	6.2%	5.8%
費用額(施設サービス)	48.3%	46.3%	47.8%	46.8%	43.3%	41.3%	43.0%	43.4%
第1号被保険者1人1月あたり費用額 (円)	20,792.5	21,306.5	21,910.7	22,986.0	23,031.7	22,824.4	21,829.1	21,750.5
第1号被保険者1人1月あたり費用額(福島県) (円)	19,814.2	21,091.6	21,410.9	22,874.6	23,467.0	23,788.7	23,898.9	23,987.8
第1号被保険者1人1月あたり費用額(全国) (円)	20,146.1	21,081.1	21,657.3	22,224.7	22,531.8	22,878.0	22,926.6	23,007.9

(出典【費用額】平成21年度から平成27年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告(年報)」、平成28年度：「介護保険事業状況報告(月報)」の12か月累計(※補足給付は費用額に含まれていない)

【第1号被保険者1人あたり費用額】「介護保険事業状況報告(年報)」(または直近月までの月報累計)における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

(2) 計画値に対する実績の検証

第6期（平成27年度、平成28年度）の対計画比は、第1号被保険者数、要介護認定者数（第1号被保険者のみ）、要介護認定率は、ほぼ計画値どおりとなっています。

総給付費は、実績が計画値に比べ低くなっています。

	実績値			
	第6期 累計	H27	H28	H29
第1号被保険者数 (人)	12,438	3,997	4,142	4,299
要介護認定者数 (人)	1,888	618	630	640
要介護認定率 (%)	15.2	15.5	15.2	14.9
総給付費 (円)	1,981,408,898	977,984,237	1,003,424,661	-
施設サービス (円)	850,995,925	418,137,176	432,858,749	-
居住系サービス (円)	117,773,311	59,812,537	57,960,774	-
在宅サービス (円)	1,012,639,662	500,034,524	512,605,138	-
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	243,446.2	244,679.6	242,256.1	-

	計画値				対計画比(実績値/計画値)			
	第6期 累計	H27	H28	H29	第6期 累計	H27	H28	H29
第1号被保険者数 (人)	12,089	3,942	4,030	4,117	102.9%	101.4%	102.8%	104.4%
要介護認定者数 (人)	1,857	605	619	633	101.7%	102.1%	101.8%	101.1%
要介護認定率 (%)	15.4	15.3	15.4	15.4	98.8%	100.7%	99.0%	96.8%
総給付費 (円)	3,329,466,000	1,053,829,000	1,098,752,000	1,176,885,000	-	92.8%	91.3%	-
施設サービス (円)	1,337,985,000	425,176,000	437,080,000	475,729,000	-	98.3%	99.0%	-
居住系サービス (円)	249,916,000	80,750,000	83,278,000	85,888,000	-	74.1%	69.6%	-
在宅サービス (円)	1,741,565,000	547,903,000	578,394,000	615,268,000	-	91.3%	88.6%	-
第1号被保険者1人あたり給付費 (円)	275,412.9	267,333.6	272,643.2	285,859.8	-	91.5%	88.9%	-

【実績値】「第1号被保険者数」、「要介護認定者数（第1号被保険者のみ）」、「要介護認定率」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」9月月報。「総給付費」は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

【計画値】介護保険事業計画にかかる保険者からの報告値

※「第1号被保険者1人あたり給付費」は「総給付費」を「第1号被保険者数」で除して算出

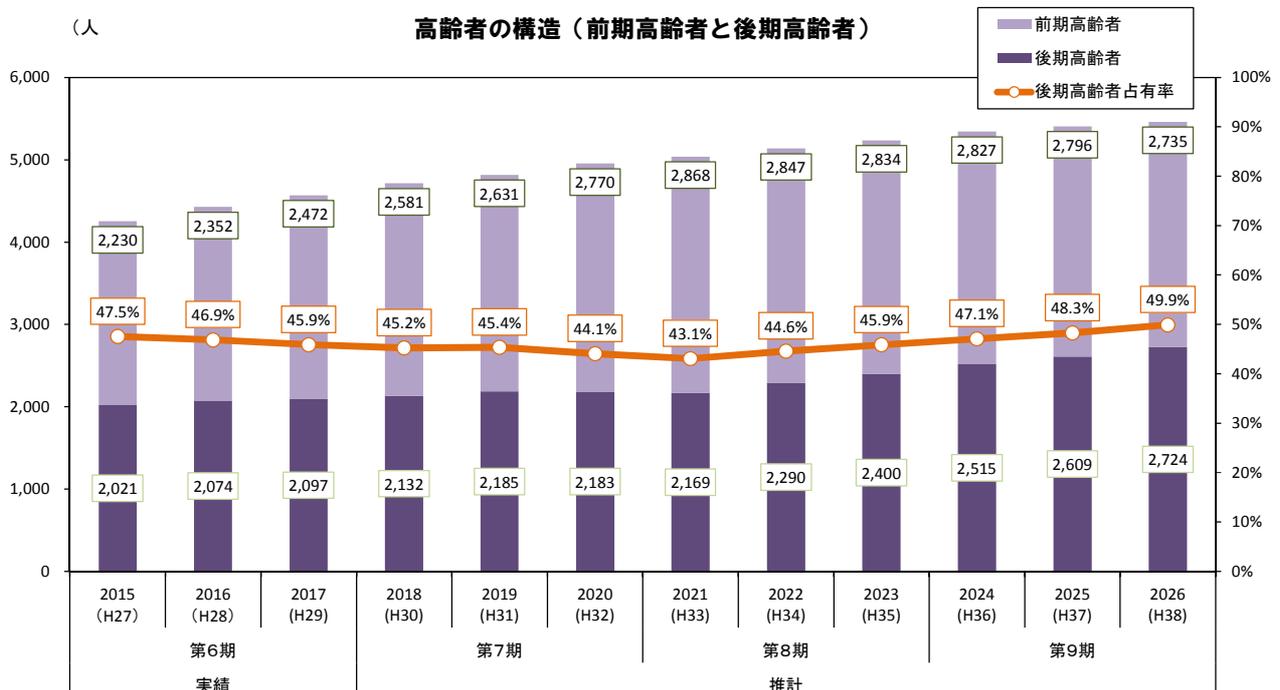
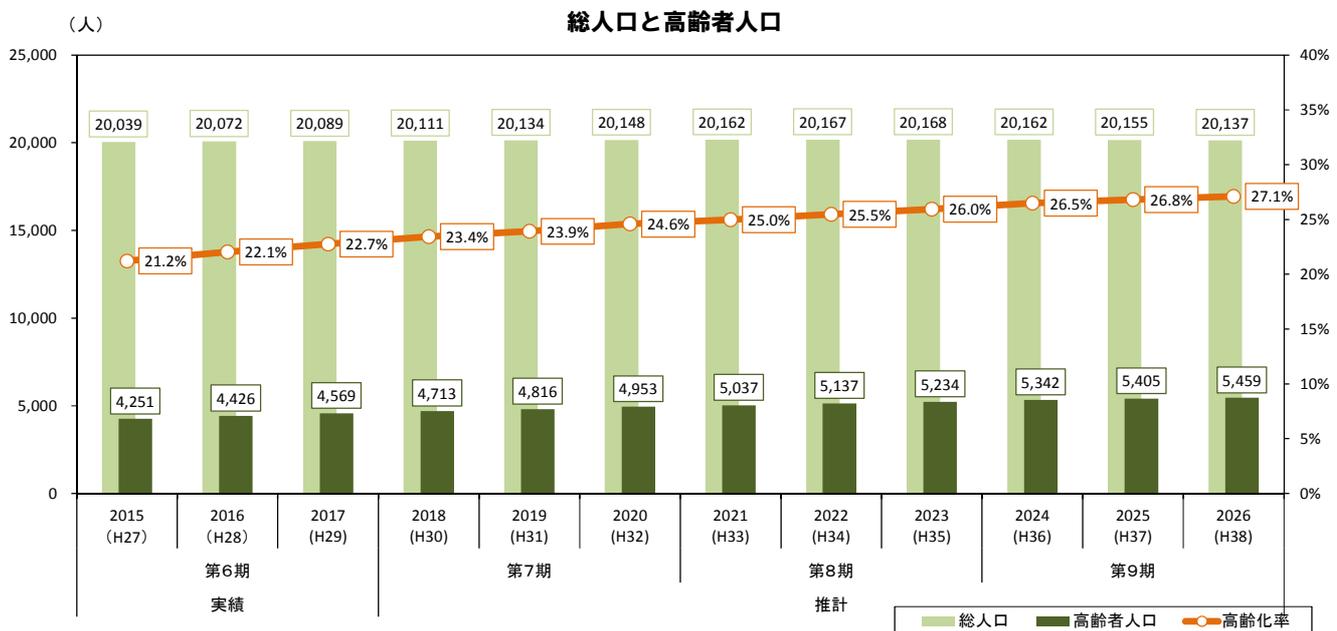
4. 将来推計

(1) 人口、高齢者数の見通し

本村の総人口は、今後もしばらくは緩やかな増加傾向が続き、2020年（平成32年）には20,148人程度になるものの、2023（平成35年）をピークに減少傾向で推移し、2025年（平成37年）には20,155人になるものと見込まれます。

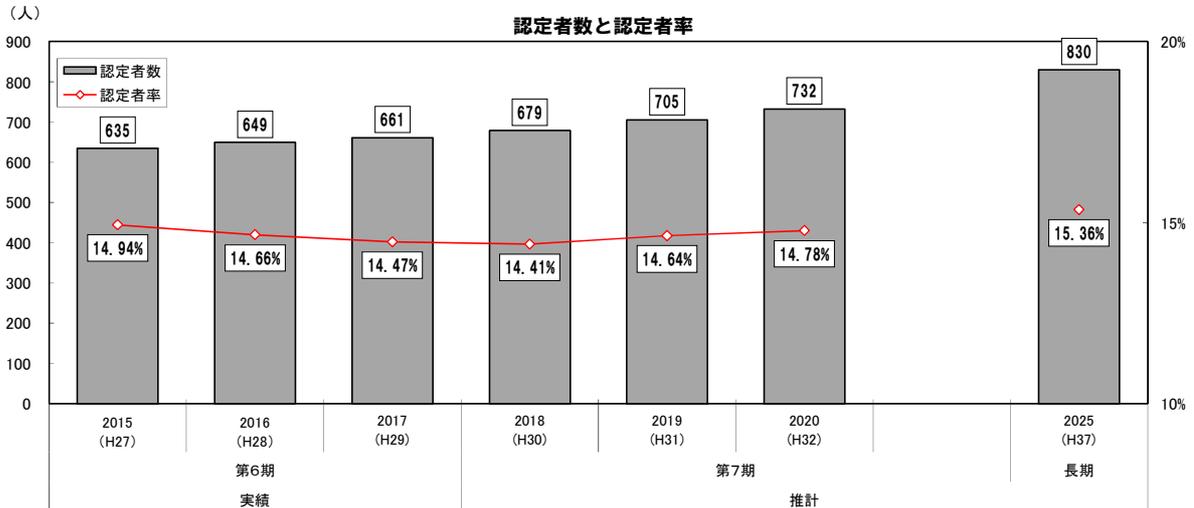
一方、将来の高齢者人口については、今後も増加傾向が見込まれ、2025年には5,405人で、高齢化率は26.8%になると見込まれます。

また、後期高齢者数は増加し続け、2025年（平成37年）には後期高齢者は2,609人へ、後期高齢者占有率は2021年（平成34年）までは減少傾向となったものが、その後増加傾向となり、2025年（平成37年）には、48.3%にまで増加すると見込まれます。



(2) 認定者数の推計

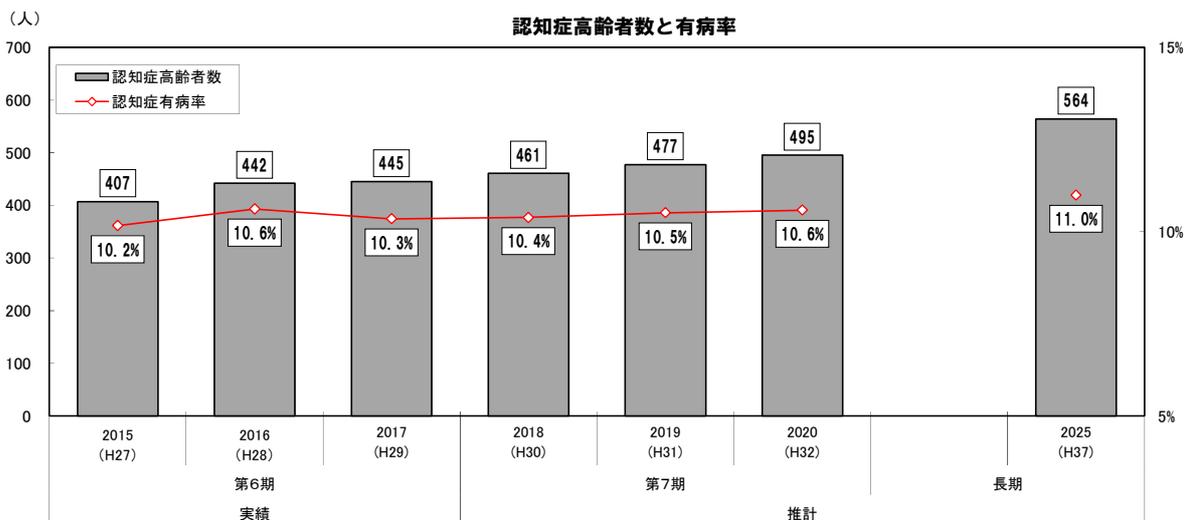
本村の認定者数は、今後も一貫して増加し、2020年（平成32年）には732人に、また、2025年（平成37年）には830人にまで増加するものと見込まれます。それに伴い、認定率も増加し、2020年（平成32年）には14.78%に、また、2025年（平成37年）には15.36%にまで増加が見込まれます。



※認定者数は、第2号被保険者を含む。

(3) 認知症高齢者の状況と将来推計

本村の要介護認定者における認知症有病者数（日常生活自立度Ⅱ以上）は、認知者数の増加に伴い今後も一貫して増加し、2020年（平成32年）には495人に、また、2025年（平成37年）には564人にまで増加するものと見込まれます。



※将来推計値は、平成26年～平成29年度の12月31日時点の要介護認定者における日常生活自立度Ⅱ以上（1号被保険者）を基に、要介護度別の出現率法による算出結果。

※認知症有病率は、第1号被保険者における割合。

第3章 計画の理念

1. 基本理念

前期の「西郷村第7期高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」では、「高齢者一人ひとりの健康と家族の幸福」「社会連帯による支え合い」「村の文化・地域おこし」と3つの基本理念を掲げ、地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んできました。

本計画では、これらを踏襲しつつも、新たに基本理念と基本目標を掲げて組み直すことで、目指すべき姿や目標等をより明確にし、計画を推進していきます。

総合振興計画の保健・医療・福祉分野の基本目標を踏まえつつ、本計画の基本理念は、以下を掲げます。

基本理念

高齢期における自立した生活の維持

みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築

2. 計画の基本目標

基本目標1 健康づくり・介護予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送るためには、心身ともに健康で、要支援・要介護となることを予防していくことが重要です。そのためにも生涯を通じた健康づくり対策を一層進めるとともに、介護が必要な状態に陥らないように、また、支援や介護を必要とする場合も、状態の悪化をできる限り遅らせるように、介護予防の効果的な推進を図ります。さらに、生活支援の担い手となる高齢者等の社会参加を促し、地域の実情に応じた住民主体によるサービスづくりの充実をめざします。

また、高齢になってもこれまで培ってきた経験を活かし地域での活動などに参加することで、生きがいを持っていきいきと暮らすことが可能になるだけでなく、活動を通して介護予防につながることを期待できることから、生涯学習や生涯スポーツ、交流を推進するとともに、高齢者自身が地域社会の中で自らの経験や知識、技能を活かして、積極的な役割を果たしていけるよう、関係機関や地域団体等の連携・協力により、高齢者にふさわしい仕事やボランティア・NPO活動等の促進を図ります。

基本目標 2 地域包括ケア体制の充実

地域共生社会の実現に向けて、相談・情報提供体制の充実を図るとともに、地域包括支援センター、医療機関、介護サービス事業者、民生児童委員等地域団体の連携強化やボランティア活動等の様々な地域の社会資源を活用して、高齢者になるべく住み慣れた地域で暮らせる取組を推進します。

また、高齢者の在宅での生活継続のため、医療・介護の連携を図り、利用者のニーズに応じ、継続的な支援（入院、退院、在宅復帰を通じた切れ目ないサービス提供）を図ります。

基本目標 3 利用者本位の介護保険事業の推進

介護が必要になっても安心して良質なサービスを利用できるように、利用者の立場に立った相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開などの体制を充実します。

また、介護サービスの質の確保及び向上を図るためには、介護支援専門員及び介護サービス従事者の専門性の向上が重要となります。介護人材の養成・確保とともに、介護サービスの質の向上に取り組み、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できる環境づくりを進めます。

さらに、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、介護サービス量の見込みや確保に努めるとともに、介護保険制度を円滑に運営するため、介護給付費の適正化を図ります。

基本目標 4 高齢者福祉の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように、様々な生活支援サービス等を提供し、高齢者の自立した生活を支援します。

また、「認知症 1,000 万人時代」を目前に控えているといわれる中、認知症対策はますます重要になっています。対策としては、認知症についての住民の理解を深めるとともに、早期に発見、対応できる体制や、認知症高齢者や家族を支える仕組みづくりにも取り組みます。加えて、高齢者虐待は人権侵害であることから、虐待を防止するとともに、被害者や養護者の支援を進めます。

さらに、人とのつながりの希薄さにより、災害時の不安は一層強くなっていることから、地域の中での見守りの仕組みの構築など、安全・安心を感じられる地域づくりにつなげていきます。

3. 施策の体系

基本理念	基本目標	基本施策	施策の方向	
高齢期における自立した生活の維持・みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築	基本目標1 健康づくり・介護予防の推進	1. 健康づくりの推進	(1) 保健・福祉を支える人材の育成	
			(2) 生活習慣病予防	
			(3) 一般介護予防事業	
		2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	(1) 介護予防・生活支援サービス事業	
			3. 生きがいづくりの支援	(1) 生涯学習
				(2) スポーツ・レクリエーション
	(3) 老人クラブ活動			
	(4) ボランティア活動			
	(5) シルバー人材センター			
	基本目標2 地域包括ケア体制の充実	1. 地域包括ケアシステムの構築	(1) 地域包括ケアシステムの強化	
			(2) 地域ケア会議の開催	
			(3) 人材の育成	
		2. 高齢者を支える地域の体制づくり	(1) 見守り支え合う地域づくりの構築	
			(2) 家族介護への支援	
	3. 地域支援事業の充実	(1) 包括的支援事業の活用		
	4. 医療・福祉・介護連携体制の整備	(1) 医療・福祉・介護の連携のための人材の育成等		
	5. 高齢者の住まいの確保	(1) サービス付き高齢者住宅等高齢者向けの住まいの確保		
	基本目標3 利用者本位の介護保険事業の推進	1. 介護保険サービスの充実	(1) 介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言	
		2. 介護保険事業の適正・円滑な運営	(1) 介護給付適正化に向けた取組の推進	
	基本目標4 高齢者福祉の充実		1. 生活支援サービスの充実	(2) 低所得者対策の推進
		(1) 高齢者生きがい活動支援通所事業		
		(2) 訪問理美容サービス事業		
		(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業		
(4) はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業				
(5) 外出支援事業				
(6) 老人温泉利用助成事業				
(7) 日常生活用具給付事業				
(8) 寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業				
(9) 高齢者温泉開放事業				
(10) 軽度生活援助事業				
2. 敬老事業		(1) 敬老祝金		
		(2) 百歳高齢者賀寿		
		(3) 敬老会		
3. 認知症施策の推進		(1) 認知症に対する正しい知識の普及推進		
	(2) 認知症の早期発見や見守り体制整備			
	(3) 認知症の予防			
4. 高齢者の権利擁護の推進	(1) 権利擁護に関する取組の充実			
	(2) 虐待防止への取組の推進			
5. 高齢者にやさしいまちづくりの推進	(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進			
	(2) 災害時要援護者支援事業			

4. 重点施策

(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が包括的に確保される体制作りが必要となります。

また、地域包括ケアシステムは、保険者である村が、地域の自主性や主体性に基づき地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。住民が参画し、多職種が連携して支えることが重要であり、目的意識を共有し、関連性を活かすための「場」として地域ケア会議や生活支援協議体を活用します。



(2) 地域支援事業の充実

平成 29 年度より今までの予防事業が、新しく「介護予防・日常生活支援総合事業」となり、要支援・要介護状態となっていない高齢者を、村が中心となって地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを構築していくことが必要となります。

また、包括的支援事業についても、包括支援センターの運営、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業等を充実していくことが必要です。中でも、生活支援体制整備事業として、第 1 層の協議体の設置、住民が主体となって、多様な人たちと協力しながら、地域の「あったらいいね」を提案し、自分たちにできることを話し合う「場」としての第 2 層協議体の設置、これをコーディネートしてくれる第 2 層コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置に向けて支援していきます。

(3) 介護保険サービスの充実

施設の整備は、78 ページの 5. サービスの基盤整備の (4) 現在の施設整備状況と今後の整備計画に記載のとおり、地域密着型の小規模特別養護老人ホーム及び小規模多機能型居宅介護を順に整備していきます。

第4章 施策の展開

基本目標1 健康づくり・介護予防の推進

1. 健康づくりの推進

(1) 保健・福祉を支える人材の育成

①健康づくり推進員の育成

[現 状]

現在、健康づくり推進員は、全ての行政区にいるわけではないので、地域で活動できる様な育成に至っていません。そのため、社会福祉関係の既存の団体等に働きかけて、地域での健康づくりを推進する必要があります。

[今後の取組]

今後は、地域の健康づくりの担い手として、知識の普及や啓発、地域での活動ができる様な育成をするとともに、社会福祉協議会等各種団体との協力体制を図り、人材育成を図ります。

■ 健康づくり推進員

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
健康づくり推進員(人数)	18	18	20	20	20	20
健康づくり推進団体数(団体)	1	1	1	1	1	1

(2) 生活習慣病予防

①生活習慣病予防

[現 状]

特定健診や各種がん検診・人間ドック等の受診勧奨や講演会・健康教育を行い健診の重要性や生活習慣改善の啓発を実施しています。

特定健診結果から循環器疾患・糖尿病等の重症化予防に努める必要があります。

[今後の取組]

特定健診の結果から、医療機関受診が必要な者に対し、受診勧奨に努めます。

また、医療機関未受診者を治療につなげ、血圧や血糖値などの適正な自己管理や定期的な受診や治療が継続できるよう支援します。

個別指導により循環器疾患・糖尿病等の重症化予防に努め健康寿命の延伸を図ります。

■ 生活習慣病予防

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
受診勧奨者の医療機関受診率(%)	93.2	90.0	91.0	92.0	92.0	93.0
糖尿病有所見者率(%)	56.4	56.0	56.0	54.0	52.0	50.0

②健康推進事業

【現 状】

からだの学校を通して健康行動がとれる様に正しい知識の普及に努めています。

また、身体活動や運動の普及、食生活の改善、8020運動にも取り組む必要があります。

さらに、中高年層を対象にロコモティブシンドロームの予防普及啓発を図る必要があります。

【今後の取組】

身体活動や運動は、生活習慣病やこころの健康、生活の質（QOL）の改善に効果があると考えられ健康づくりにおいて重要と考えます。

中高年層を対象にロコモティブシンドロームの知識の普及と運動器の向上を図り、要介護状態の予防、健康寿命の延伸を図ります。

■ 健康体操教室

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健康づくり・健康増進各種検診の参加者（人）	7,300	7,616	7,700	7,800	7,900	8,000
からだの学校登録者数（人）	99	127	170	180	190	200

（3）一般介護予防事業

①介護予防把握事業（西郷村高齢者福祉トータルサポート事業）

【現 状】

トータルサポートセンターは、地域住民の在宅介護等に関する相談に総合的に応じ、次の事務処理を行っています。

- ・高齢者の在宅介護等に関連した各種の相談に対する電話、面接及び訪問等による総合的な対応
- ・高齢者・要援護高齢者等の実態の把握、ニーズ調査及び各種の保健福祉サービスの広報、啓発
- ・要援護高齢者等のニーズに適した保健福祉サービスの調整、推進、評価
- ・要援護高齢者等及び介護者に必要な保健福祉サービスの利用申請手続き（代行申請も含む）
- ・サービス調整会議及び地域ケア会議の定期的な開催
- ・その他地域における在宅介護等の支援に関する事業全般

高齢者の実態調査は重要であるため、引き続き事業を続けていきますが、平成 29 年度で各地区の協定期間が満了するのに伴い、平成 30 年度以降の事務内容等について見直しました。

【今後の取組】

引き続き村内の3か所にトータルサポートセンターを設置し、地域住民の在宅介護等に関する相談に総合的に応じていきます。

なお、介護予防の把握を強化するため、高齢者の実態把握とともに「介護予防のチェックリスト」を行い、介護予防の教室につなげていきます。また、トータルサポートセンターの調査員を今後設置される協議体へ参加させ、生活支援体制の整備を図ります。

■ 西郷村高齢者福祉トータルサポート事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問件数 (件)	-	4,072	4,100	4,200	4,500	4,800
面談件数 (件)	-	2,390	2,400	3,500	3,800	4,000
チェックリスト作成件数 (件)	-	-	-	3,500	3,800	4,000

②介護予防普及啓発事業

ア お元気運動教室

[現 状]

高齢者が正しい運動や体操などの方法を取得することにより、介護予防について正しく理解し、広く普及啓発を図ることを目的として、現在、村内2か所の事業所で実施しています。

本事業をとおして、運動機能の低下防止、生活機能の維持向上につながりました。しかし、教室終了後に参加者が運動をやめてしまう方もいるため、教室終了後も継続して運動してもらうような意識付けを行っていく必要があります。

[今後の取組]

引き続き、介護予防活動の普及・啓発を行うことを目的として、正しい運動や体操などの方法を取得する機会を提供し、「お元気運動教室」の参加により、参加者の運動を始めきっかけとなるよう実施します。

また、要支援・要介護状態への移行を予防し、教室終了後も継続して運動してもらえよう意識づけを行っていきます。

■ お元気運動教室

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
参加者延べ人数 (人)	453	460	500	720	750	780

イ いきいき教室

[現 状]

要支援**または**要介護状態となることを予防し、自立生活の助長を目的として、通所により行っています。

専門職の指導により運動器と口腔機能の機能維持・向上や、栄養面の改善につながりました。しかし、参加者のADLを見ると年度内に1クール(3ヶ月)としているため、一時的に向上しますが、教室終了後の運動等の継続には個人差があるため低下する現状があります。通年で教室を行いADL維持・向上を支援していく必要があります。

[今後の取組]

引き続き事業を実施しますが、実施回数に関しては、通年で行い高齢者のADLの維持向上を図ります。

■ いきいき教室

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
いきいき教室延べ人数 (人)	181	141	120	240	270	300
いきいきフォローアップ教室 延べ人数 (人)	135	158	240	240	270	300

③地域介護予防活動支援事業 (シニア健康教室)

[現 状]

正しい運動や体操などの方法を取得することにより、介護予防について正しく理解し、広く介護予防普及啓発を図ることを目的として、村内7地区で行っています。

住民主体の介護予防活動を定期的に行う場を創設できたほか、地域での世代を超えた交流の場となり、地域の別の催しへの参加促進へもつながりました。なお、村内行政区数を鑑みるとグループ数は少なく、より一層の周知や推進が必要となっています。

[今後の取組]

今後も地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行うことを目的として、行政区単位で、地域住民が顔見知りの仲間と集い、自ら介護予防事業に取り組む自主グループを運営していくための支援を行います。

支援機会は段階的に少なくしていき、自主的な運営を促していきます。

さらに、平成 28 年度から介護予防サポーター養成講座も実施しており、シニア健康教室をはじめとする住み慣れた地域で介護予防に取り組む自主グループの運営に協力できるボランティアを養成します。

■ 地域介護予防活動支援事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
シニア健康教室 (地区)	5	6	7	8	9	10
介護予防サポーター人数 (人)	-	17	17	27	37	47

④地域リハビリテーション活動支援事業

【現 状】

今後、リハビリテーション専門職等の視点や技術がより一層必要になってくるため、地域リハビリテーションの効果的な地域支援事業への支援をしていく必要があります。

【今後の取組】

地域における介護予防の取組を機能強化するために、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与の促進を目的とし、県南地域の広域支援センターである白河厚生総合病院と連携し実施します。

派遣回数や内容に関しては、事業の内容などを加味しながら都度検討します。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
派遣依頼数 (回)	0	0	0	1	1	1

2. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2の認定を受けた方もしくは基本チェックリストの結果により生活機能の低下が確認された65歳以上の方（事業対象者）を対象として、以下のサービスを提供します。

①訪問型サービス

[現状]

平成29年4月に、介護予防給付であった訪問介護を本サービスに移行しました。

今後は、事業のあり方について定期的に検討を行い、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図る必要があります。

[今後の取組]

移行前までの訪問介護に相当するサービスを引き続き行うほか、生活支援体制整備事業や地域ケア会議等を活用しながら地域の実情を把握した上で、多様なサービスである訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）、B（住民主体による支援）、C（短期集中予防サービス）、D（移動支援）を必要に応じて実施します。

■ 訪問型サービス

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
訪問型サービスA実施事業所	-	-	-	0	1	1
訪問型サービスD実施事業所	-	-	-	0	1	1

②通所型サービス

[現状]

平成29年4月に、介護予防給付であった通所介護を本サービスに移行しました。

今後は、事業のあり方について定期的に検討を行い、地域の実情に応じた多様なサービスの充実を図る必要があります。

[今後の取組]

移行前の通所介護に相当するサービスを引き続き行うほか、生活支援体制整備事業や地域ケア会議等を活用しながら地域の実情を把握した上で、多様なサービスである通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）、B（住民主体による支援）、C（短期集中予防サービス）を必要に応じて実施します。

■ 通所型サービス

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
通所型サービスA実施事業所	-	-	-	0	1	1

3. 生きがいつくりの支援

(1) 生涯学習

[現 状]

生涯学習課において、村内在住の65歳以上の方を対象に寿学級を実施しています。さらに、平成29年度よりきらり学び講座を開始しましたが、高齢者の参加が多くなっています。

寿学級においてはバス送迎があり、趣味の学習や入浴施設で休憩もできることなどから、参加者からは満足の高い感想があがっていますが、年々参加人数が減少している傾向にあります。

一人暮らしの高齢者やコミュニティが少なく孤独を感じている高齢者に寿学級を知ってもらうため、広報の仕方を検討し内容の充実を図っていくことが課題となります。

[今後の取組]

今後も生涯学習課において、趣味の講座（健康体操、茶道等）や講話を通して健康を保持しながら教養を身につけ生きがいを見いだすとともに、学級生の親睦と交流を図るため寿学級を実施します。

また、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、時代のニーズに合わせ学習の機会を提供するためきらり学び講座を実施します。

■ 生涯学習

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
寿学級延べ参加人数(人)	601	442	395	500	600	700
きらり学び講座延べ参加人数(人)	-	-	254	280	300	320

(2) スポーツ・レクリエーション

[現 状]

平成29年度より生涯学習課において「ぴんぴんキラリ」健康パドル体操教室や「ぴんぴんキラリ」健康麻雀教室、「ぴんぴんキラリ」人生楽園の旅などの事業を実施しています。

どの事業においても回を追うごとに参加者が増加しており、今後においても事業継続が強く求められています。今後増加していく高齢者の孤立を少なくし、仲間作りをしながら健康で楽しい生活を推進していく必要があります。

[今後の取組]

引き続き、健康作りのための運動や健康で楽しい生活と仲間作りをする姿を目標とするため、「ぴんぴんキラリ」健康パドル体操教室や「ぴんぴんキラリ」健康麻雀教室、「ぴんぴんキラリ」人生楽園の旅などの事業を実施します。

■ スポーツ・レクリエーション

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
健康パドル体操参加延べ人数 (人)	-	-	287	300	320	340
健康麻雀教室延べ参加人数 (人)	-	-	375	400	420	440

(3) 老人クラブ活動

【現 状】

老人クラブ連合会及び老人クラブ単会に補助をし、高齢者の健康づくりや生きがい活動への支援を行っています。高齢者のひとり暮らし世帯や老々世帯が年々増加していく中で、生きがい活動への支援を行うことにより、高齢者の閉じこもり防止に努めることができています。

また、平成 28 年度より老人クラブ連合会の新規事業とし、花部会事業を設立し、役場庁舎前や新白河駅高原口前に会員らが育てた花のプランターを設置し、村内の環境づくりに努めることができました。

【今後の取組】

引き続き、高齢者の健康づくりや生きがい活動への支援を行います。また、新規事業の花部会事業の設立により、ますます多くの方の生きがい活動への支援を行います。

■ 老人クラブ連合会

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
会員数 (人)	162	184	184	190	195	200
年間活動回数 (回)	39	110	110	115	120	125

(4) ボランティア活動

【現 状】

ボランティア活動の一環として、地域全体で児童生徒の安全体制を整備し、無事故で安心して通学できる環境を整えるため、子どもの安全見守り隊を設置していますが、隊員数は減少傾向にあり、ボランティア活動に参加する高齢者は限られています。

【今後の取組】

今後設置される協議体などで、身近な地域の高齢者を身近な地域で支え合う仕組みを作ります。また、生活支援体制整備事業の協議体などの勉強会を開催し、協議体への理解を深め、身近な高齢者を支え合うため、一人ひとりが持つ能力や意欲に応じたボランティア活動に積極的に取り組むことができる仕組みづくりを行います。

■ ボランティア活動

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
子どもの安全見守り隊員登録数(人)	87	75	78	80	82	84
勉強会の開催数(回)	-	-	-	3	0	0
協議体の設置	-	-	-	0	2	2

(5) シルバー人材センター

【現 状】

高齢者の就業機会の増大と生きがいの充実を図るとともに、高齢者の経験や能力を生かした活力ある地域社会づくりを行うため、公益社団法人白河・西郷広域シルバー人材センターを支援しています。

シルバー人材センターの事業実績をみると、派遣事業を含めた全受託事業及び会員数が増加しています。

【今後の取組】

生きがいや健康増進の場、経済的な面からも高齢社会にとって重要な組織であるため、引き続き一般の雇用に馴染まない高齢者を対象に、その知識や能力、体力等に応じ臨時的かつ短期的な仕事を提供する業務を行う経費について支援します。

■ シルバー人材センター

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
会員数	124	123	130	136	143	150
受託・派遣受注件数(件)	915	1,043	1,100	1,130	1,160	1,190
受託・派遣契約金額(千円)	39,512	42,716	47,190	47,850	46,520	49,200

※公益社団法人白河・西郷広域シルバー人材センターのうち西郷村分の数値を抽出

基本目標2 地域包括ケア体制の充実

1. 地域包括ケアシステムの構築

(1) 地域包括ケアシステムの強化

[現 状]

平成28年度に在宅医療・介護連携推進事業として、白河市・西白河郡の町村と合同で白河地域在宅医療拠点センター（白河医師会）に次の業務を委託することができ、体制を整えることができました。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- (エ) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発

[今後の取組]

重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療・介護については多職種とネットワークを構築し円滑に連携できる体制を整えます。

また、今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、住民が参画し、多職種が連携して支えることが重要であり、目的意識を共有し、関連性を活かすための場として、地域ケア会議の開催や生活支援協議体の構築を図ります。

■ 地域包括ケアシステムの強化

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
白河地域在宅医療拠点センター設置	-	1	1	1	1	1
生活支援協議体の開催(回)	-	-	-	3	3	3
地域ケア会議の開催(回)	-	-	-	3	3	3

(2) 地域ケア会議の開催

[現 状]

個別ケースについて、地域の関係機関のほか専門職を集めた個別地域ケア会議を開催し、問題解決につなげました。会議の活用については不十分な部分があり、次期施策では周知の機会を広げる必要があると考えられます。

[今後の取組]

引き続き、地域ケア及び個別地域ケア会議を行い、地域や個別ケースの問題解決に努めます。なお、実施にあたっては関係機関への周知や、地域住民の相談等からの問題把握にも努め、さらなる活用を推進します。

また、平成31年度までには、自立支援型地域ケア会議の体制を整えます。多職種間の専門的な視点に基づく助言を通じて自立に資するケアマネジメント作成を推進することにより、ケアマネジメントの質の向上をはじめ、高齢者のQOL向上や認定率低下につなげます。

■ 地域ケア会議

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域ケア会議(個別地域ケア会議含む)の開催(回)	0	1	1	2	2	2
自立支援型地域ケア会議の開催(回)	-	-	-	-	1	1

(3) 人材の育成

[今後の取組]

地域包括ケアシステムを構築するにあたり、介護人材の育成、地域で支え合える担い手等の育成など、その場しのぎのシステムになることのないよう、将来の人材の育成も支援していきます。そのために、協議体や地域ケア会議等の場で、関係機関と連携し、各地域への介護の情報発信や勉強会等にて介護への関心を高め、介護人材の確保及び育成を行います。

■ 人材の育成

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護人材の確保(人)	-	-	-	5	10	16

2. 高齢者を支える地域の体制づくり

(1) 見守り支え合う地域づくりの構築

①見守り安心ネットワーク事業

[現 状]

65歳以上でひとり暮らしの方や高齢者のみ世帯の方などに対して、緊急通報主装置・ペリメーター型送信機・人感センサー・火災報知器等を貸与することにより、24時間体制で、急病や火災及び事故等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図っています。

[今後の取組]

引き続き、事業の充実を図るとともに、月2回のお元気コールで利用者の見守りや孤独感を解消することに努めます。また、協力員の高齢化によって緊急時に出勤できないケースもあるため協力員変更等の対応をしていきます。

■ 見守り安心ネットワーク事業

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業利用世帯(世帯)	245	254	260	285	300	315

②高齢者見守り活動事業

[現 状]

村では現在5つの企業と見守り協定を結んでおり、高齢者等の見守り活動を行っています。日常生活で何らかの異変を察知した場合には速やかに役場に連絡し、状況に応じては消防または警察に通報します。

[今後の取組]

引き続き、企業と見守り協定を結び、協力して地域における見守り活動に取り組みます。高齢者世帯数も増えているため、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう今後も協定を結ぶ企業を増やし、見守りの強化を図っていきます。

■ 高齢者見守り活動事業

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
協定締結数(社)	3	5	5	6	7	8

③住民主体のサロン

【現 状】

「いきいきサロン」は地域を拠点に、その地域の高齢者と地域の住民がともに暮らす者としてつながりを持ち、生きがいや仲間づくりの場として開催します。高齢者の一人暮らしが増加していく中で、通いの場があることによる生きがいや趣味活動を行えることにより、閉じこもり予防・介護予防の効果が期待できるため、社会福祉協議会と連携し進めていく必要があります。

【今後の取組】

引き続き、社会福祉協議会と連携しながら「いきいきサロン」への支援を行います。

■ 住民主体のサロン

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
いきいきサロン実施地区 (か所)	-	4	4	5	6	7

④西郷村さわやか訪問収集事業

【現 状】

平成 28 年 11 月より、安否確認を目的として、老衰、身体の障害、疾病等の理由により指定のごみ収集所まで搬出することが困難な方に対し、継続的に訪問してごみを収集するサービスを提供しています。

週に 1 回定期的に訪問していることで訪問収集員と利用者に信頼関係が構築され、異変や体調不良などの早期発見につながっています。

【今後の取組】

引き続き、対象者の方に対して、継続的に訪問・安否確認してごみを収集するサービスを提供します。

さらに、必要な住民にサービスが提供できるよう十分な周知を図っていきます。

■ 西郷村さわやか訪問収集事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問実績 (延べ人数 : 人)	-	246	960	1,440	1,920	2,400
利用者数 (人)	-	14	20	30	40	50

⑤生活支援コーディネーターの活用

【現 状】

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）は、高齢者の生活支援等サービスの体制整備に向けて、地域住民及び組織が協調して動くことができるつなぎ役としてコーディネート業務を行う役割の担い手です。平成 29 年 8 月 1 日付けで地域包括支援センターに第 1 層のコーディネーターを配置し、体制整備の準備としての各種勉強会を実施しました。

今後は、体制整備に向けてさらに業務を拡大する必要があります。

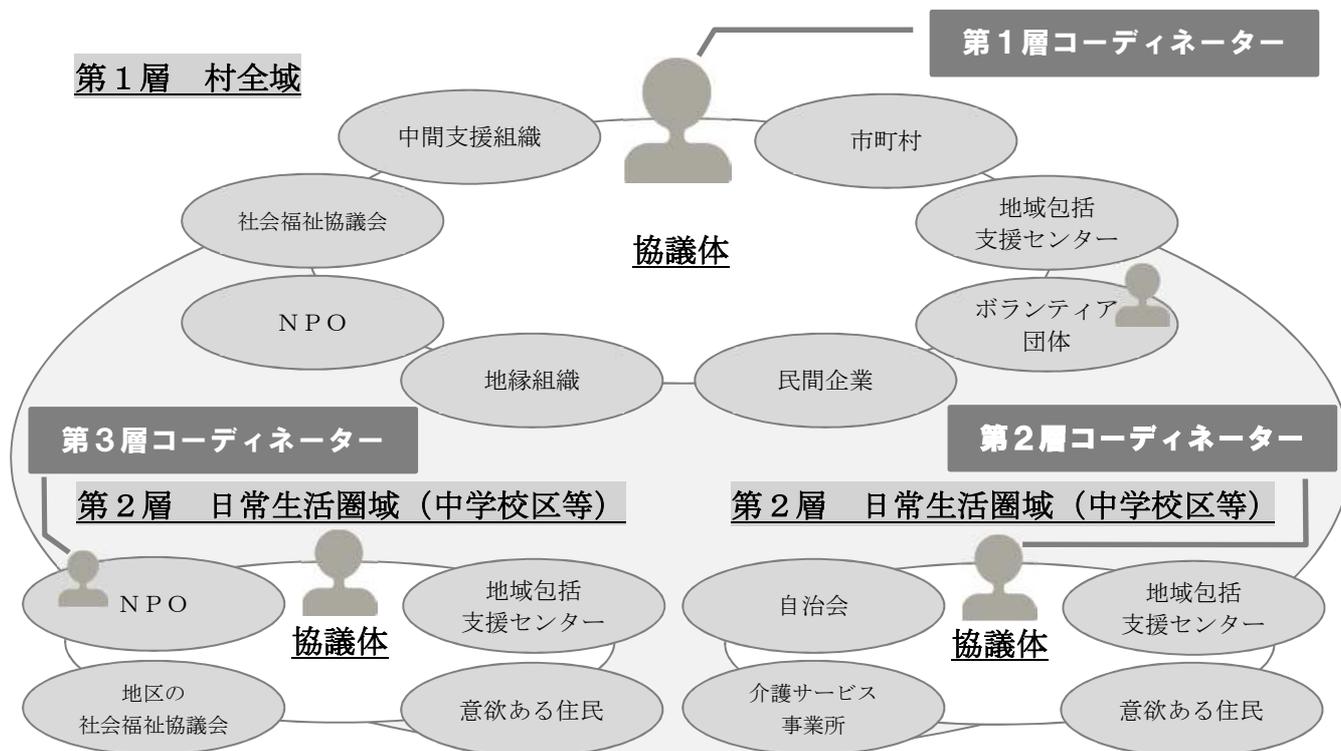
【今後の取組】

地域の実情に即したサービスづくりにつなげるため、第 1 層のコーディネーターの活用のほか、日常生活圏域（北部・中部・南部）に設置する第 2 層協議体に関連して、第 2 層のコーディネーターを各地区に 2 名ずつ配置します。役割として、第 1 層のコーディネーターは下記の 1～2 を、第 2 層のコーディネーターは、第 1 層の機能の下、下記の 1～3 を担います。

- 1) 生活支援の担い手の養成、サービスの開発等の“資源開発”
- 2) サービス提供主体等の関係者の“ネットワーク構築”
- 3) 地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動の“マッチング”

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、村、包括支援センター、社会福祉協議会、そして第 1 層と第 2 層のコーディネーターは、相互に連携を図りながら、関係者のネットワークや既存の取組・組織等も活用し、高齢者の生活支援等サービスの体制整備に向けて取り組みます。

【参考：コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ】



■ 生活支援コーディネーターの活用

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第 1 層コーディネーターの配置 (人)	-	-	2	2	2	2
第 2 層コーディネーターの配置 (人)	-	-	-	2	4	6

(2) 家族介護への支援

① 要介護等高齢者介護者激励金支給

[現 状]

要介護等高齢者が、6ヶ月以上要支援・要介護状態が継続し、なおかつ6ヶ月要介護等高齢者と生計を共にしている介護者に対して激励金を支給しています。

今後、要介護等高齢者等の増加とともに事業量の増加が懸念されるため、平成 29 年度に一部の要綱の改正を行い支給の額を見直しました。

[今後の取組]

引き続き、介護者の労苦をねぎらうとともに経済的負担を軽減し、高齢者福祉の増進を図ります。

なお、対象となる者が申請につながらないケースがあるので、申請を積極的に勧めます。

■ 要介護等高齢者介護者奨励金支給

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
激励金交付件数 (件)	104	110	80	90	100	100

② 家族介護慰労金

[現 状]

村内に住所を有し要介護4または5に相当する住民税非課税世帯の在宅高齢者で、過去1年間介護保険によるサービスを受けなかったものを現に介護している家族に対して家族介護慰労金を支給しています。

[今後の取組]

引き続き、介護者の労をねぎらうとともに経済的な負担の軽減と要介護高齢者等の在宅生活の継続、向上を図ります。

■ 家族介護慰労金

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
慰労金対象者数 (人)	0	0	0	1	1	1
慰労金交付率 (%)	0	0	0	100	100	100

3. 地域支援事業の充実

(1) 包括的支援事業の活用

①地域包括支援センターの運営

[現 状]

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を配置し包括的支援事業を行っています。

地域における医療機関を含めた関係機関との連携体制・協力体制を構築しました。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）への個別指導や勉強会等を定期的に行い、日常業務に関して相談・助言を行いました。

[今後の取組]

地域の高齢者が、住みなれた地域で、安心して、その人らしい生活を継続していくことができるようにするため、村と連携し以下の事業を実施します。

- ①包括的支援事業
- ②第1号介護予防支援事業
- ③認知症総合支援事業
- ④地域ケア会議の実施
- ⑤任意事業及びその他の業務

■ 地域包括支援センターの運営

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ケアマネ会議の開催（回）	3	4	5	6	6	6
総合相談支援件数（件）	449	468	500	600	600	600

②在宅医療・介護連携推進事業

[現 状]

白河市・西白河郡の町村と合同で白河地域在宅医療拠点センター（白河医師会）に次の業務を委託することができました。

- (ア) 地域の医療・介護の資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築
- (エ) 在宅医療・介護関係者の情報の共有支援
- (オ) 在宅医療・介護関係者に関する相談支援
- (カ) 医療・介護関係者の研修
- (キ) 地域住民への普及啓発

[今後の取組]

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。

他職種において顔の見える関係を構築し円滑に連携ができる体制を整えるとともに、住民への講演会・講座などにより普及啓発に取り組みます。

■ 白河地域在宅医療拠点センター

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
他職種連携会議の実施回数 (回)	-	0	2	1	1	1
住民への講演会・講座 実施回数 (回)	-	0	0	1	1	1

③ 認知症総合支援事業

[現 状]

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように、認知症施策や事業の企画調整等を行う認知症推進員を平成 29 年 8 月より地域包括支援センターに 2 名配置しています。同年 10 月からは認知症の方やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム¹」を配置するとともに、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

[今後の取組]

「認知症初期集中支援チーム」を活用して対象者に対して支援を行います。

■ 認知症総合支援事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症初期集中支援チーム支援 件数 (件)	-	-	1	1	1	1

¹ 認知症初期集中支援チーム：複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム。

④生活支援体制整備事業

[今後の取組]

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、高齢者の生活支援等サービスの体制整備に向けて、資源の開発及び人材の育成等を推進することを目的に、定期的な情報共有及び連携強化の場として生活支援協議体を設置・運用していきます。

設置にあたっては多様な主体の参画が必要となるため、第1層の生活支援コーディネーターと連携しながら以下のとおり進めていきます。

1) 勉強会の開催

住民主体の地域づくりにつなげるため、住民の意識向上を図ります。

2) 第1層協議体の設置

村全体の生活支援サービスの開発など広域で検討すべきテーマ、多様な主体間の情報共有、そして第2層協議体にて解決・検討が難しいテーマ等の検討を行うことを目的として設置します。メンバーは、住民、行政、包括支援センター、社会福祉協議会、第1層コーディネーター、第2層コーディネーター、地縁組織等を想定しています。

3) 第2層協議体の設置

地域住民の活動を知り、地域のニーズにあったサービスの提案、自分たちでできることを話し合う場として、日常生活圏域（北部・中部・南部）に設置します。メンバーは、第2層コーディネーター、住民、社会福祉協議会、地縁組織等の地域の実情を把握している方を想定しています。

さらに、地域資源の把握・開発という側面で協議体の取り組みをサポートするものでもある地域ケア会議との連携も図りながら、生活支援・介護予防サービス等の充実を推進します。

■ 生活支援体制整備事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
第1層協議体の設置	-	-	-	1	1	1
第2層協議体の設置	-	-	-	1	2	3

4. 医療・福祉・介護連携体制の整備

(1) 医療・福祉・介護の連携のための人材の育成等

[今後の取組]

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域の医療・介護の関係団体が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援として訪問診療医等医療と介護を担う人材の確保等に努めます。

特に、白河医師会と連携をとりながら白河市・西白河郡の町村と協力し、在宅医療の基盤となる訪問診療医の確保に努めます。

■ 在宅医療を担う医師数と在宅医療を受ける患者数

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
在宅医療を担う医師数 (人)	-	13	13	13	14	15
在宅医療を受ける患者数 (人)	-	-	306	310	340	370

5. 高齢者の住まいの確保

(1) サービス付き高齢者住宅等高齢者向けの住まいの確保

[今後の取組]

高齢者単独世帯及び高齢者夫婦が増加していく上で、持ち家の老朽化や迅速にサービスを受けられない地域に住んでいる、特別養護老人ホームの空きが無い等の理由にて、容易に生活支援サービスを受けられる住宅等の供給が重要です。そのため、有料老人ホームの整備や、サービス付き高齢者向け住宅等の整備を関係部署と連携し促進します。

■ サービス付き高齢者住宅等高齢者向けの住まいの確保

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
有料老人ホーム及びサ高住の整備支援	-	-	-	1	1	1
施設待機者数の解消 (人)	-	-	-	50	40	30

基本目標3 利用者本位の介護保険事業の推進

1. 介護保険サービスの充実

(1) 介護保険サービス事業者への支援及び指導・助言

① 居宅支援事業者への支援

[現状]

居宅支援事業者に対し、定期的な勉強会の開催や、随時指導・助言を行っています。

勉強会については地域包括支援センターに委託の上行い、各種事例を検討する機会の提供によって居宅支援事業者及び所属ケアマネジャーの資質向上につなげました。また、村及び地域包括支援センターにおいて随時、助言を行うことにより、介護保険制度の目的に沿った適正な運営につなげています。

[今後の取組]

引き続き、定期的な勉強会の機会の提供と、随時相談受付・指導を行い、居宅支援事業者及び所属ケアマネジャーの資質向上に努めます。

また、平成30年度より居宅介護支援事業所の指定権限が県から市町村に委譲されることに伴い、定期的な実地指導を村主体で行います。実施により、介護保険制度の目的に沿って適正に運営されているか、村の主体的なチェック機能を一層強化します。

■ 居宅支援事業者への支援

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
居宅介護支援事業所への実地指導(件)	-	-	-	2	2	2

② 地域密着型サービス事業所への支援

[今後の取組]

地域密着型サービス事業所は、村が指定している事業所であるため、定期的な西郷村地域密着型サービス運営委員会を開催し適切に運営されているかどうかを評価します。

また、実施指導により、介護保険制度の目的に沿って適正に運営されているか、村の主体的なチェック機能を一層強化します。

■ 地域密着型サービス事業所への支援

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
地域密着型サービス運営委員会の開催(回)	2	2	1	3	3	30
地域密着型サービス事業所への実地指導(件)	0	0	0	1	1	1

2. 介護保険事業の適正・円滑な運営

(1) 介護給付適正化に向けた取組の推進

[現 状]

介護給付適正化事業の主要5事業である、要支援・要介護認定の適正化、ケアプランの点検、住宅改修・福祉用具購入の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知について取り組みました。

ケアプラン点検においては、現在家族等がいる場合の生活援助算定及び福祉用具貸与の例外給付についての点検を行っていますが、ケアプラン全体の点検を進める必要があります。

[今後の取組]

引き続き主要5事業を実施します。特にケアプランの点検に重点を置き、従来の点検内容に加え、実地指導等においても点検の機会を設け、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを事業者が適切に提供するように促し、利用者の自立支援や介護給付の適正化につながるよう支援します。また、国保連適正化システムによって提供される給付実績の活用データを積極的に分析・評価し、随時事業所への指導・助言を行っていきます。

■ 介護給付適正化に向けた取組の推進

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
ケアプランチェック率 (%)	0.9	1.0	1.4	1.7	1.9	2.0
国保連適正化システム関連データ分析による過誤申立件数(件)	-	-	-	5	5	5

(2) 低所得者対策の推進

[現 状]

生活困難者に対する利用者負担軽減措置事業として、社会福祉法人等の協力により、低所得利用者及び生活保護受給者のサービス利用に伴う利用者負担の一部を軽減し、利用者の負担軽減と、実施した社会福祉法人等に補助金の交付を行っています。

[今後の取組]

引き続き本事業を行い、対象者の生活安定と介護保険制度の円滑な運営を図ります。

なお、実施にあたり、社会福祉法人等との連携を深め、本事業の対象となるべき方を早期に発見し、社会福祉法人等への協力依頼や施設利用者への本事業制度の周知にも努め、対象者の経済的負担軽減を行います。

■ 生活困難者に対する利用者負担軽減措置事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者軽減件数 (人)	32	23	15	20	22	24

基本目標4 高齢者福祉の充実

1. 生活支援サービスの充実

(1) 高齢者生きがい活動支援通所事業

[現 状]

西郷村デイサービスセンター「ふれあいの家」「やすらぎの家」にて通所各種サービスの提供を行っています。

利用者数は少ないですが、高齢者の交流と仲間づくり、健康づくりを支援することができました。今後においては総合事業と連携し、デイサービス通所以外の生きがいづくり、社会参加への提供についても検討する必要があります。

[今後の取組]

今後においては、デイサービス通所以外の生きがいづくり、社会参加への提供についても検討し、総合事業との連携をとりながら継続して行います。

総合事業が開始されたため、利用者については今後も横ばいになる見込みになります。

■ 高齢者生きがい活動支援通所事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者(延人数)	68	81	84	84	84	84
利用実績(延回数)	263	317	336	336	336	336

(2) 訪問理美容サービス事業

[現 状]

65歳以上で理美容院へ出向くことが困難な、要介護4以上の方やひとり暮らしの方、高齢者世帯の方などに対して、訪問して理美容のサービスを行っています。

[今後の取組]

引き続き、新規利用者を増やすため広報等で周知を行います。

■ 訪問理美容サービス事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
助成券発行枚数(枚)	72	48	40	48	60	72
事業利用延べ回数(回)	34	27	20	30	36	42

(3) 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

[現 状]

65歳以上で要介護3以上の方、ひとり暮らしまたは高齢者世帯の方、40歳以上の重度身体障がい者の方に対して、寝具の洗濯乾燥消毒を行っています。

[今後の取組]

引き続き、介護支援専門員（ケアマネジャー）や民生委員の方々に協力していただき、ひとり暮らしの方や高齢者世帯の利用者数を増やす取組を行います。特に、ひとり暮らし高齢者の利用が少ないため広報等での周知を行います。

■ 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業延べ利用人数（人）	147	146	150	170	180	190
寝具類利用枚数（枚）	373	371	400	510	540	570

(4) はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業

[現 状]

70歳以上、または65歳以上で障がい者手帳1、2級をもっている高齢者が、はり・きゅう・マッサージ等の施術を受ける場合、その費用の一部を助成しています。

[今後の取組]

70歳以上の高齢者数は増えていますが、利用者についてはほぼ横ばいの状況となっています。高齢者の健康保持を図るためにも広報等で周知するなど、新規申請者を増やす取組を行います。

■ はり、きゅう、マッサージ等の施術費用助成事業

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
申請者数（人）	172	160	175	180	190	200
延べ利用枚数（枚）	741	688	780	960	980	1,000

(5) 外出支援事業

[現 状]

一般の公共交通機関を利用することが困難な65歳以上のひとり暮らしの方や高齢者のみ世帯の方などを対象に、週に1回通院または買い物等への外出の支援を行っています。利用できる日時は平日の午前7時から午後2時までで、完全予約制の乗合型となります。

本事業により、高齢者の閉じこもりの予防や日々の生活を主体的に送れるよう努めることができました。また、今回のニーズ調査において、満足と答えた方が約6割を占めており、約2割の方が今後利用したいと回答しております。

[今後の取組]

事業対象者のニーズに応じた事業内容及び利用回数について検討します。また、他課で検討している西郷村地域公共交通網形成計画と調整を行い、公共交通機関の快適性の向上に努めます。

■ 外出支援事業

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
事業登録者(人)	151	192	210	230	250	270
延べ利用回数(回)	1,868	2,136	2,500	2,800	3,100	3,400

(6) 老人温泉利用助成事業

[現 状]

60歳以上の方に対して、甲子温泉の旅館等に宿泊するときの宿泊料金の一部を助成しています。事業を広報等で周知し利用者を増やします。

[今後の取組]

引き続き、60歳以上の方に対して助成をします。しかし、老人クラブとしての利用はあるものの一般の団体の方や個人としての利用は少ないため、事業の周知を行います。

■ 老人温泉利用助成事業

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
助成券利用枚数(枚)	28	24	30	40	50	60

(7) 日常生活用具給付事業

[現 状]

65歳以上のひとり暮らしの方、在宅で要介護老人の方に対して電磁調理器等を給付しています。利用者が少ないため事業の周知が必要です。

[今後の取組]

引き続き、65歳以上のひとり暮らしの方、在宅で要介護老人の方に対して電磁調理器等を給付します。ひとり暮らしの高齢者の増加が懸念されるため、日常生活の便宜を図り福祉の増進を行います。

■ 日常生活用具給付事業

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
給付件数(件)	0	0	0	1	1	1

(8) 寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業

[現状]

在宅で介護認定を受けている高齢者の方に対して、利用類型4分類(最重度、重度、中度、軽度)に応じ給付券を支給しています。

平成28年度に事業利用者の実態調査を行い、その結果をもとに事業内容について検討を行い、平成29年度より要綱を改正しました。

利用類型の重い方の自己負担額が多いことから支給限度基準額については区分が重い方へは今までより支給額を増やしました。その一方で総合事業対象者においても利用対象者に加え、より多くの方の支援に努めました。

[今後の取組]

今後においても、要介護等認定者及び総合事業対象者の増加が見込まれるため、数年に一度調査を行い実態に併せた事業内容を検討します。

■ 寝たきり高齢者等紙おむつ支給事業

	実績値			目標値		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (見込み)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
申請者数(人)	316	316	320	330	340	350
紙おむつ給付券延べ利用枚数(枚)	2,210	2,334	2,400	2,475	2,550	2,625

(9) 高齢者温泉無料開放事業

[現状]

70歳以上の方に温泉健康センター「高齢者無料証明書」を発行しています。また、毎月第2、第4水曜日に予約制の無料送迎バスを運行しています。

[今後の取組]

引き続き、70歳以上の方に対し無料証明書を発行し、バスの利用者を増やすためにも事業の周知を行います。平成30年度以降の運行についてどのようにしていくか商工観光課と

協議を行います。

■ 高齢者温泉無料開放事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
無料証明書発行枚数 (枚)	159	205	300	305	310	315
バス利用者人数 (人)	214	179	140	205	210	215

(10) 軽度生活援助事業

[現 状]

65 歳以上で介護保険対象外の方に、訪問介護員を派遣し家事援助サービス(室内の整理・整頓、外出時の援助、食事・食材の確保、寝具類等の日干し、その他軽易な援助)を提供します。

[今後の取組]

今後については、今回のニーズ調査で約 300 人の方が今後利用したいと回答していることもあり、事業の周知を行い、より多くの方へ日常生活の支援を行います。

■ 軽度生活援助事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
利用者数 (人)	7	17	9	12	14	16
延べ利用回数 (回)	200	395	216	312	364	416

2. 敬老事業

(1) 敬老祝金

[現 状]

毎年「敬老の日」にあわせて 5,000 円の敬老祝金を支給しています。対象者は、9月 15 日現在 1 年以上村に居住し、住民登録をしている満 75 歳以上の方です。

[今後の取組]

引き続き、毎年「敬老の日」にあわせて敬老祝金を支給しますが、西郷村敬老事業検討委員会の提言を受け、施設入所者への給付等について検討を行います。

■ 敬老祝金

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
敬老祝金支給額 (千円)	9,800	10,125	10,300	11,900	13,850	15,150

(2) 百歳高齢者賀寿

[現 状]

100歳の誕生日を迎えられた方に、祝状及び百歳賀寿祝金を贈呈しています。

[今後の取組]

引き続き、100歳の誕生日を迎えられた方に、祝状及び百歳賀寿祝金を贈呈します。

■ 百歳高齢者賀寿

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
支給対象件数 (件)	5	3	7	3	6	14

(3) 敬老会

[現 状]

平成 28 年度まで 75 歳以上を対象に毎年 9 月に開催していましたが、平成 28 年度において「西郷村敬老事業検討委員会」を開催し、今後の敬老事業のあり方について提言を受け、平成 29 年度より 80 歳以上を対象に北部と南部に分け 9 月に開催しています。

[今後の取組]

引き続き、80 歳以上を対象に北部と南部に分け、毎年 9 月に開催します。

■ 敬老会

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
出席者数 (人)	262	291	147	200	225	250
出席率 (%)	14.34	15.57	12.34	14.8	15.2	15.4

3. 認知症施策の推進

(1) 認知症に対する正しい知識の普及推進

【現 状】

「認知症サポーター養成講座」は年に1回開催しております。認知症サポーターの数は年々増加しており、今後もサポーターの養成をしていく必要があります。加えて「高齢者見守り安心ネットワーク」の協力員や若い世代の方も巻き込みながら地域において認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めていく必要があります。

【今後の取組】

引き続き「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症になっても安心して暮らせるよう、子どもから大人まで多世代に対して、正しい認知症の知識の理解と普及啓発を推進し地域の見守りの強化を図ります。

■ 認知症サポーター

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症サポーター養成講座(回数)	1	1	1	1	1	1
認知症サポーター数(人)	272	299	323	328	353	378

(2) 認知症の早期発見や見守り体制整備

【現 状】

今後認知症の方は増加していくと考えられるため、関係機関の連携や住民に対する認知症に関する知識の普及啓発を図っていく必要があります。

【今後の取組】

地域包括支援センターに配置されている認知症推進員と連携し、訪問を定期的に行いながら、認知症の早期発見や相談業務を進めていくとともに、「認知症サポーター養成講座」を受講したサポーターの方々の地域の目により、認知症の方の徘徊等の早期発見や暮らしの見守りを図り、支援を行います。そして、認知症の相談や早期発見等の情報を円滑に伝達できるように関係機関で連携を図ります。

(3) 認知症の予防

[今後の取組]

認知症の当事者や家族が気軽に情報交換できる場所として認知症カフェの支援を行います。運営に関しては、西郷村や地域包括支援センター、社会福祉協議会、ボランティア、認知症に関わる方と連携しながら行います。

■ 認知症カフェ

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
認知症カフェ（設置数）	-	-	-	1	1	1

4. 高齢者の権利擁護の推進

(1) 権利擁護に関する取組の充実

[現 状]

成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、消費者被害への対応については延べ相談件数も多く対応できました。

[今後の取組]

地域の住民や、民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題解決ができない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等困難な状況にある高齢者が、地域において安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

- ①成年後見制度の活用促進
- ②老人福祉施設等への措置の支援
- ③高齢者虐待への対応
- ④困難事例への対応
- ⑤消費者被害への対応

■ 権利擁護事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
成年後見制度の活用促進（件）	0	3	3	5	5	5
高齢者虐待への対応（件）	0	5	1	0	0	0
相談述べ件数（件）	234	252	260	270	280	290

(2) 虐待防止への取組の推進

[現 状]

高齢者虐待の防止及び養護者に対する支援を推進するため、高齢者の生活支援等の業務に携わる関係機関、団体等が相互に連携を図り、虐待の早期発見や未然防止対策等の協議を行い、住み慣れた地域における高齢者の安心した生活の確保に資することを目的として、西郷村高齢者虐待防止ネットワーク委員会を設置しています。

しかし、委員会の開催はほとんどなく、村や地域包括支援センターなどで虐待の解決に取り組んでいるのが現状です。

[今後の取組]

高齢者虐待は問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者に対する支援を開始することが重要です。

地域住民への普及啓発、相談・対応窓口の周知を始め、関係機関で組織する委員会との連携体制の強化を図り、地域社会全体での虐待防止体制の構築を推進します。

■ 虐待防止

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
虐待防止ネットワーク委員会の開催 (回)	0	0	0	1	1	1

5. 高齢者にやさしいまちづくりの推進

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

① 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

[現 状]

65 歳以上の高齢者の方もしくは 40 歳以上 65 歳未満で介護認定を受けている方であって、世帯の主たる生計維持者が児童手当所得制限以下の方に対して、手すりの取り付け、段差解消等の住宅改修資金の助成を行っています。

対象者に助成をし、自立と在宅福祉の向上を図り、住み慣れた住宅で安心して生活を送れるよう努めました。また、工事着手前と竣工時に立会いし、適正に事業を行っています。

しかし、高齢者の増加等により住宅改修件数が増加しており、住宅改修費の増加が見込まれているため、更なる適正に事業を行っていく必要があります。

[今後の取組]

平成 25 年度より、本事業と介護保険住宅改修の両事業対象者の場合、本事業を優先としてきましたが、平成 30 年度より介護保険住宅改修を優先します。

また、平成 30 年 8 月より介護保険法の利用者負担額の見直しにより、2割負担の一部が3割負担となるため、本事業においても自己負担額の見直しを行います。

■ 高齢者にやさしい住まいづくり助成事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
住宅改修件数 (件)	72	74	81	50	55	60
住宅改修費 (千円)	7,727	7,751	9,600	5,000	5,500	6,000

(2) 災害時要援護者支援事業

【現 状】

災害対策基本法第 49 条の 10 第 1 項の規定及び西郷村地域防災計画により、避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられています。

名簿の作成は総務課で行っており、健康推進課は 75 歳以上の高齢者のみ世帯及び独居高齢者の情報と要支援・要介護認定者の情報を提供しています。

【今後の取組】

75 歳高齢者数及び介護認定者数は増加しており、今後は、災害時に円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、一層の情報の共有を図ります。

■ 災害時要援護者支援事業

	実績値			目標値		
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度 (見込み)	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
75 歳以上高齢者独居及び高齢者のみ世帯情報提供回数 (回)	2	2	2	2	2	2
介護認定者情報提供回数 (回)	2	2	12	12	12	12

第5章 介護保険事業の見込み

1. 第1号被保険者数・認定者数

(1) 住所地特例対象施設・適用除外施設について

本村には、障害者自立支援法に基づく支援施設として設置されている下記施設があります。

- ・福島県きびたき寮（定員 80 人）
- ・福島県ひばり寮（定員 100 人）
- ・福島県けやき荘（定員 100 人）
- ・福島県かしわ荘（定員 100 人）
- ・福島県かえで荘（定員 100 人）
- ・さざなみ学園（定員 80 人）

また、介護保険法に基づく介護老人福祉施設として

- ・福島県やまぶき荘（定員 100 人）
- ・福島県さつき荘（定員 100 人）

介護老人保健施設として

- ・ニコニリハビリ（定員 100 人）

生活保護法を根拠とする保護施設としての救護施設として

- ・福島県からまつ荘（定員 120 人）

が設置され、約 1,000 名の入所者がいます。

これらの施設は介護保険と整合性を図るため、介護保険法第 13 条に住所地特例施設として、また、介護保険施行法第 11 条第 1 項に適用除外として取り扱う旨の規定がされています。そのため、他市町村からの入所者は「住所地特例施設・適用除外施設入所者」として取り扱われ、本村の被保険者とはならない規定となっています。

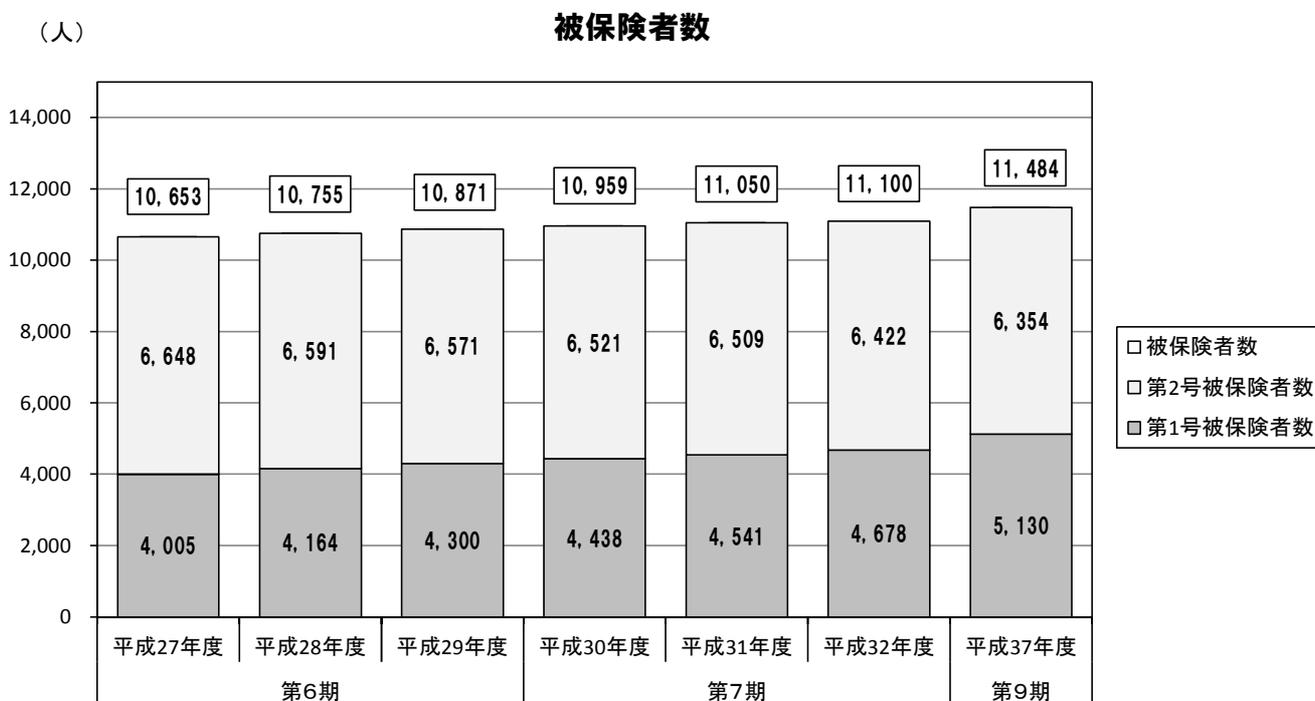
(2) 被保険者数の見通し

65歳以上の第1号被保険者数は、年々増加傾向にあり、平成32年度には4,678人となる見通しです。

40～64歳の第2号被保険者数は、減少傾向で推移しており、第6期の平成29年度と第7期の平成32年度を比べると149人程度減少し、6,422人になるものと見込まれます。

こうした変化の結果として、第7期の第1号被保険者数は第6期に比べ9.5%増加し、第2号被保険者数は1.8%減少することになります。

※なお、被保険者数の推計に当たっては、住民基本台帳を基に推計した65歳以上高齢者人口から、太陽の国等の適用除外者、住所地特例者、他市町村住所地特例者等を考慮して算出しています。



(単位：人)

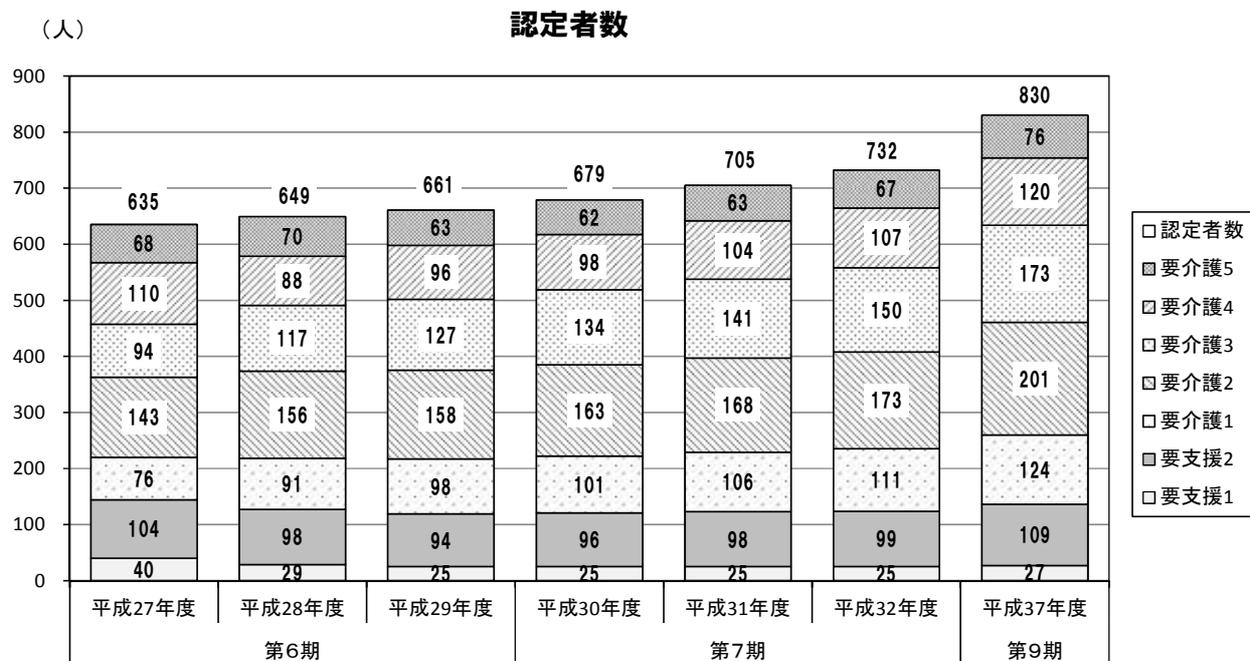
	第6期			第7期			第9期	変化率※ (第7期/第6期)
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度	
被保険者数	10,653	10,755	10,871	10,959	11,050	11,100	11,484	102.6%
第1号被保険者数	4,005	4,164	4,300	4,438	4,541	4,678	5,130	109.5%
第2号被保険者数	6,648	6,591	6,571	6,521	6,509	6,422	6,354	98.2%

※変化率は、第6期3年間の平均で第7期3年間の平均を除した値

(3) 認定者の推計

認定者数については、緩やかに増加し、現状（平成29年度）の661人から平成32年度には732人にまで増加するものと見込まれ、第7期の認定者数は第6期に比べ8.8%増加することになります。

認定率も、第6期の平成29年度の15.4%から平成32年度には15.6%と増加し、平成37年には16.2%にまで増加するものと見込まれます。



(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
認定者数	635	649	661	679	705	732	830
要支援1	40	29	25	25	25	25	27
要支援2	104	98	94	96	98	99	109
要介護1	76	91	98	101	106	111	124
要介護2	143	156	158	163	168	173	201
要介護3	94	117	127	134	141	150	173
要介護4	110	88	96	98	104	107	120
要介護5	68	70	63	62	63	67	76
認定者率	15.9%	15.6%	15.4%	15.3%	15.5%	15.6%	16.2%

※認定者率は第1号被保険者数に対する比率

2. 第1号被保険者の介護保険料

(1) 第7期介護保険料

本村の保険料は以下のとおりとします。さらに、図表1に示した所得段階の負担割合によって、個人の保険料額が決定されます。

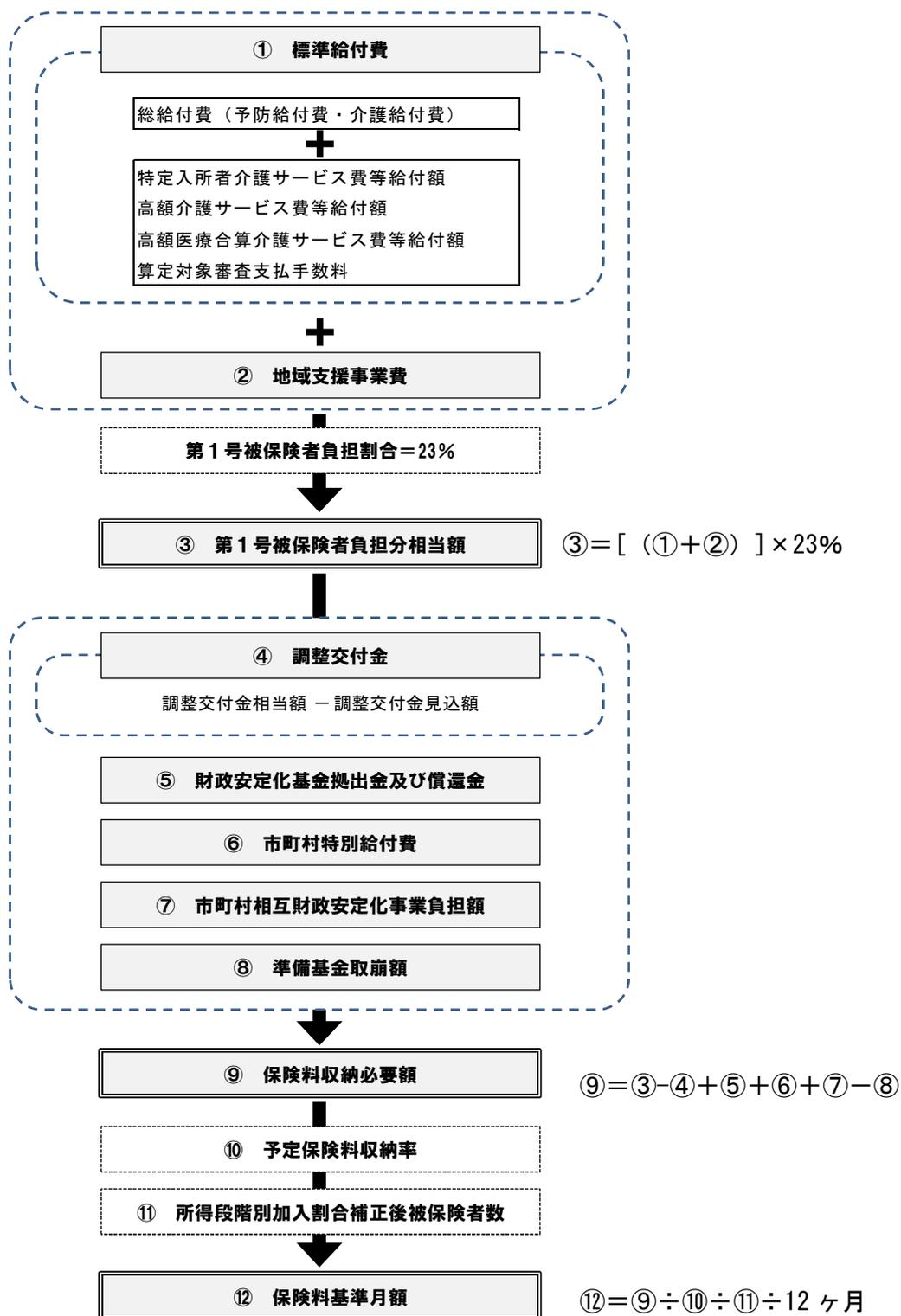
※ 各段階別基準年額 = 5,700円(基準月額) × 12か月 × 各段階別の割合

- ①当村では、第6期計画同様、国が示す基準段階「第9段階」から「第10段階」を追加し、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。
- ②利用料の軽減は、特定入所者介護サービス費による負担限度額（日額）が設けられています。また、負担額の上限を超えた場合には「高額介護（予防）サービス費」「高額医療合算介護（予防）サービス費」として介護保険及び医療保険などから給付されます。
- ③低所得者の利用者負担軽減措置事業として、国、県、村、社会福祉法人等が負担しています。

図表1 各所得段階の対象者と基準額に対する割合

区分	対象者	料率	月額（円）	年額（円）
第1段階	生活保護受給者及び老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.5 (0.45)	2,850	34,200
第2段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得額の合算額が80万円を超え120万円以下の方	0.75	4,280	51,300
第3段階	世帯全員が住民税非課税で課税年金収入額と合計所得額の合算額が120万円を超える方	0.75	4,280	51,300
第4段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の方	0.90	5,130	61,500
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超える方	1.00	5,700	68,400
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	6,840	82,000
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	7,410	88,900
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	8,550	102,600
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.70	9,690	116,200
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上の方	1.90	10,830	129,900

(2) 介護保険料の算定の手順



3. 保険料算出の詳細

(1) サービス別利用者数

第7期計画期間におけるサービス見込み量の推計については、第1号被保険者数と要介護等認定者数の推計を行った後に、平成27年から平成29年10月利用分までの国保連合会データを基に、国の「見える化」システムの将来推計を使用し、今後の整備や介護離職ゼロのための追加的需要等を加えて算出しています。

① 予防サービス利用者数

(単位:人)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	16	14	6				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	2	1	3	5	5	5	5
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	56	52	49				
介護予防通所リハビリテーション	8	6	3	5	5	5	6
介護予防短期入所生活介護	1	1	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	26	29	34	32	33	34	37
特定介護予防福祉用具購入費	2	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	1	0	1	1	1	1	2
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	1	1	1	1	1
介護予防小規模多機能型居宅介護	8	6	3	3	3	3	5
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	82	74	41	41	42	42	47

※ 1月当たりの利用者数。

出典：平成29年度は見込み。平成30年度以降は「見える化」システムを用いた推計値である。

②介護サービス利用者数

(単位:人)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 居宅サービス							
訪問介護	97	98	110	96	102	105	118
訪問入浴介護	8	8	9	8	10	10	12
訪問看護	16	16	18	20	22	22	26
訪問リハビリテーション	11	17	19	18	19	20	23
居宅療養管理指導	8	1	1	1	1	1	1
通所介護	178	151	165	174	181	189	215
通所リハビリテーション	29	31	36	36	37	39	44
短期入所生活介護	48	48	45	47	49	50	57
短期入所療養介護(老健)	10	9	6	8	8	9	10
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	160	175	191	182	190	200	226
特定福祉用具購入費	4	4	3	7	8	9	10
住宅改修費	1	1	1	2	2	2	4
特定施設入居者生活介護	2	2	1	1	1	1	1
(2) 地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	4	3	5	5	5	7
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	3	2	3	4	4	4	7
小規模多機能型居宅介護	17	21	24	24	24	25	49
認知症対応型共同生活介護	19	19	17	17	18	19	22
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	21
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	47	50	48	51	53	59
(3) 施設サービス							
介護老人福祉施設	101	102	97	110	111	112	117
介護老人保健施設	36	44	34	37	38	39	42
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)				0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	
(4) 居宅介護支援	269	285	314	303	315	329	374

※1月当たりの利用者数。

出典：平成29年度は見込み。平成30年度以降は「見える化」システムを用いた推計値である。

(2) サービス別給付費

① 予防給付費

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護については、平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業に完全移行するため、予防給付としては計上されません。

(単位:千円)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1) 介護予防サービス							
介護予防訪問介護	4,283	3,808	294				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	237	197	0	0	0	0	0
介護予防訪問リハビリテーション	973	155	1,106	1,118	1,149	1,159	1,266
介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0	0	0
介護予防通所介護	20,049	18,321	1,426				
介護予防通所リハビリテーション	3,661	2,550	1,575	1,604	1,605	1,605	1,880
介護予防短期入所生活介護	503	747	16	759	775	779	853
介護予防短期入所療養介護(老健)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	2,111	2,527	2,551	2,584	2,655	2,726	2,963
特定介護予防福祉用具購入費	443	193	245	242	242	242	283
介護予防住宅改修	1,290	122	456	2,138	2,138	2,138	4,276
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
(2) 地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	156	158	158	166	174
介護予防小規模多機能型居宅介護	6,241	5,137	3,145	3,229	3,231	3,231	3,618
介護予防認知症対応型共同生活介護	91	0	0	0	0	0	0
(3) 介護予防支援	4,380	3,962	2,236	2,277	2,334	2,334	2,609
予防給付 計	44,261	37,719	13,206	14,109	14,287	14,380	17,922

※年間累計

出典：平成29年度は見込み。平成30年度以降は「見える化」システムを用いた推計値である。

②介護給付費

近年の利用動向を踏まえる中で、住宅改修費、短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、利用増加が見込まれます。

小規模多機能型居宅介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は、整備により増加を見込んでいます。

(単位:千円)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
(1)居宅サービス							
訪問介護	65,082	59,700	56,914	58,602	61,130	63,829	72,939
訪問入浴介護	4,237	4,646	5,261	5,404	5,611	5,929	6,715
訪問看護	7,965	7,418	8,642	8,908	9,288	9,718	11,081
訪問リハビリテーション	4,225	6,638	7,094	7,309	7,628	7,965	9,085
居宅療養管理指導	842	405	84	88	91	96	110
通所介護	159,363	126,513	143,542	147,827	154,256	161,117	183,888
通所リハビリテーション	26,810	25,772	28,316	29,159	30,419	31,804	36,243
短期入所生活介護	51,938	50,334	49,775	51,232	53,456	55,838	63,780
短期入所療養介護(老健)	9,594	7,674	6,526	6,697	6,977	7,280	8,346
短期入所療養介護(病院等)	0	0	0	0	0	0	0
福祉用具貸与	27,489	29,928	31,297	32,333	33,531	35,076	39,741
特定福祉用具購入費	1,323	1,567	1,035	1,587	1,633	1,809	1,979
住宅改修費	1,188	1,213	1,200	4,500	4,500	4,500	8,999
特定施設入居者生活介護	3,870	3,516	2,413	2,425	2,535	2,728	3,018
(2)地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1,475	7,797	5,349	5,284	5,760	6,131	6,797
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	3,642	2,746	4,526	4,670	4,857	5,054	5,815
小規模多機能型居宅介護	38,989	47,428	52,996	54,844	56,485	59,599	101,994
認知症対応型共同生活介護	55,852	54,445	49,711	51,125	53,669	55,770	63,679
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	52,498
看護小規模多機能型居宅介護	0	619	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	0	35,667	45,496	46,826	48,843	51,068	58,314
(3)施設サービス							
介護老人福祉施設	300,650	294,441	309,983	313,122	316,181	319,475	335,004
介護老人保健施設	117,486	138,418	110,730	113,002	115,176	117,555	125,635
介護医療院(平成37年度は介護療養型医療施設を含む)				0	0	0	0
介護療養型医療施設	0	0	0	0	0	0	
(4)居宅介護支援	51,705	54,634	59,560	61,327	63,902	66,864	76,241
介護給付 計	933,726	961,516	980,450	1,006,271	1,035,928	1,069,205	1,271,901

※年間累計

出典：平成29年度は見込み。平成30年度以降は「見える化」システムを用いた推計値である。

(2) 総給付費

予防給付費と介護給付を合わせた総給費は、以下のとおりです。

(単位:千円)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成37年度
予防給付費	44,261	37,719	13,206	14,109	14,287	14,380	17,922
介護給付費	933,726	961,516	980,450	1,006,271	1,035,928	1,069,205	1,271,901
総給付費	977,987	999,235	993,656	1,020,380	1,050,215	1,083,585	1,289,823

※年間累計

出典：平成29年度は見込み。平成30年度以降は「見える化」システムを用いた推計値である。

(3) 標準給付見込額と地域支援事業費

第7期における第1号被保険者の保険料算定の基礎となる標準給付費見込額は、34億2百万円、地域支援事業費は1億61百万円となっています。

(単位:千円)

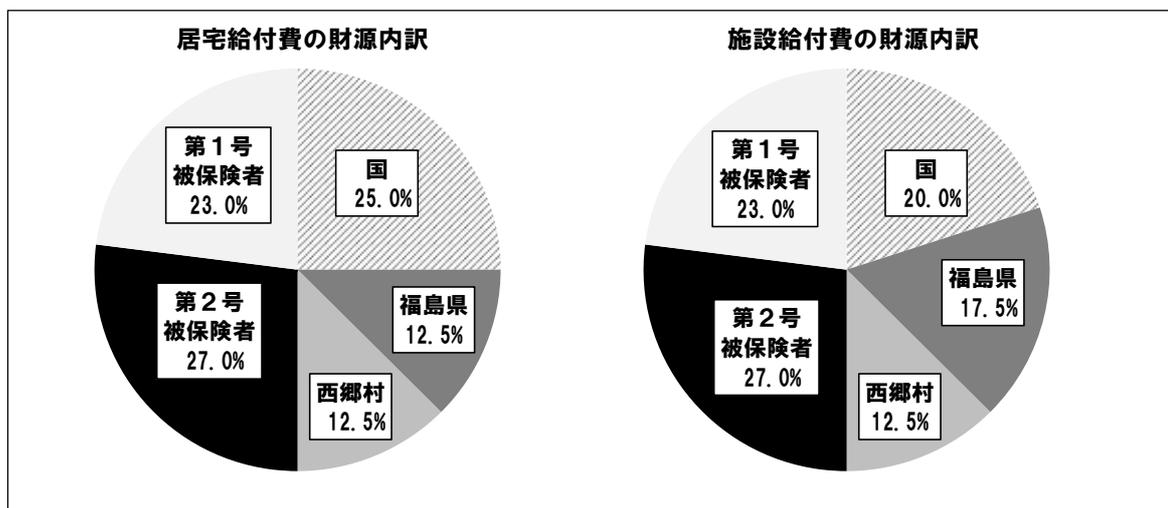
	第7期				平成37年度
	合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
標準給付費見込額	3,402,410	1,100,176	1,132,913	1,169,321	1,393,625
総給付費	3,154,180	1,020,380	1,050,215	1,083,585	1,289,823
特定入所者介護（介護予防）サービス費給付額	178,523	57,344	59,476	61,702	74,927
高額介護（介護予防）サービス費給付額	57,470	18,713	19,153	19,604	22,022
高額医療合算介護（介護予防）サービス費給付額	9,478	2,849	3,149	3,480	5,735
算定対象審査支払手数料	2,758	890	919	950	1,117
地域支援事業費	161,821	52,141	55,521	54,159	58,105
介護予防・日常生活支援総合事業費	75,818	24,948	25,268	25,602	27,215
包括的支援事業・任意事業費	86,003	27,193	30,253	28,557	30,890

※四捨五入の関係で、合計が合わない場合がある。

(4) 財源構成

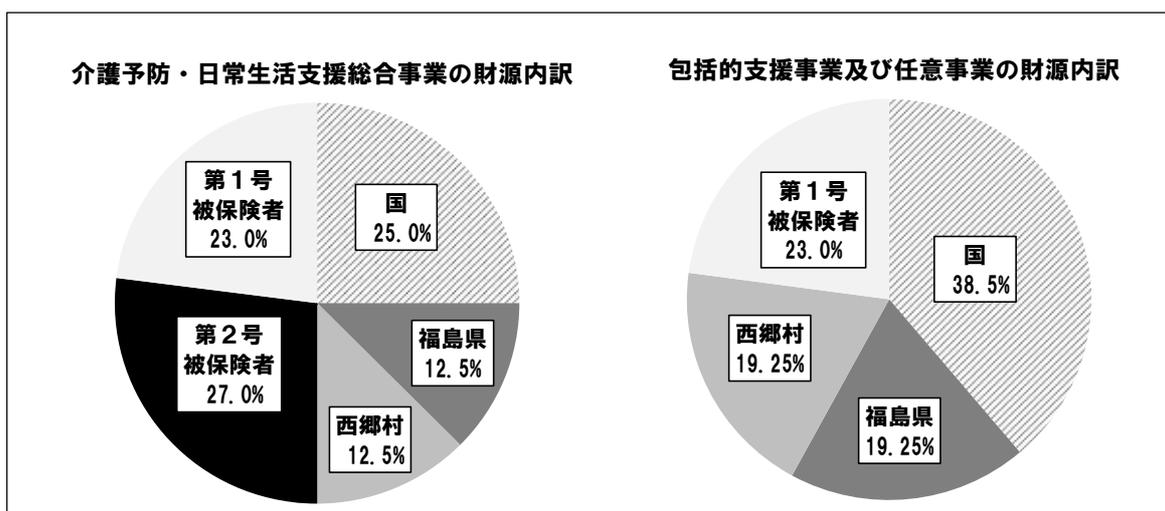
「介護保険制度」は、介護を必要とする方が、住み慣れた地域で持っている能力に応じて自立した日常生活が送れるよう、社会全体で支える制度です。

介護保険給付費の費用は、50%が公費負担、残りの50%が第1号被保険者と第2号被保険者による保険料負担となります。第7期計画期間については、第1号被保険者の保険料負担割合が23%に改正（第6期は22%）されるため、保険料増加の一因となっています。



地域支援事業費については、大きく介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業及び任意事業に分けることができます。

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、居宅給付費の財源内訳と同様になっています。包括的支援事業及び任意事業については、第1号被保険者の保険料と公費のみで構成されています。



(5) 第1号保険料額の設定

ここまでに示した標準給付見込額や地域支援事業費に、調整交付金見込み額等により、保険料収納必要額を算出し、村の第1号被保険者の介護保険料基準額を算出します。

第1号被保険者の保険料を試算した結果、平成30年度から村の保険料基準額は、5,700円と推計されます。

(単位:円)

	第7期			
	合計	平成30年度	平成31年度	平成32年度
標準給付費見込額 (A)	3,402,409,730	1,100,176,235	1,132,912,574	1,169,320,921
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額(X)	2,031,961	484,728	756,496	790,737
消費税率等の見直しを勘案した影響額(Y)	38,580,564	0	12,593,502	25,987,062
補足給付の見直しに伴う財政影響額(Z)	0	0	0	0
地域支援事業費 (B)	161,821,329	52,141,142	55,521,457	54,158,730
介護予防・日常生活支援総合事業費 (B')	75,818,171	24,948,142	25,268,071	25,601,958
包括的支援事業・任意事業費	86,003,158	27,193,000	30,253,386	28,556,772
第1号被保険者負担割合: 23%(C) (A+B-X+Y-Z) × 0.23	828,179,322	264,921,509	276,062,339	287,195,474
調整交付金相当額: 5%(D) (A+B'-X+Y-Z) × 0.05	175,738,825	56,231,982	58,500,883	61,005,960
調整交付金交付割合		2.89%	2.62%	1.87%
後期高齢者加入割合補正係数		1.0752	1.0867	1.1186
所得段階別加入割合補正係数		1.0155	1.0155	1.0155
調整交付金見込額(E) (A+B'-X+Y-Z) × 調整交付金交付割合	85,972,000	32,502,000	30,654,000	22,816,000
介護給付費準備基金取崩額(F)	0	0	0	0
財政安定化基金拠出金償還額(G)				
保険料収納必要額(H) C+D-E-F	917,946,147	288,651,491	303,909,222	325,385,434
予定保険料収納率(I)		96%		
所得段階別加入割合補正後被保険者数(J)	13,946	第10段階を追加した場合の補正後被保険者数		
保険料基準額(年額)(K)	68,564	H ÷ I ÷ J		
保険料基準額(月額)(L)	5,714	K ÷ 12		

※第1号被保険者負担相当分

(C) = [(A) + (B) - (X) + (Y) - (Z)] × 23% (第1号被保険者負担割合)

※保険料収納必要額

(H) = (C) + (D) - (E) - (F)

※端数処理の関係で合計値が一致しないことがあります。

保険料の経緯

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
西郷村	2,650円	3,240円	3,870円	3,990円	5,500円	5,700円	5,700円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	6,200円	

4. 利用者負担の軽減

介護保険制度は、利用者が主体的に事業者を選択・決定してサービスを利用する制度です。また、サービス利用の際にはサービスにかかる費用の一部を負担するほか、施設入所の場合は居住費や食費の負担などが必要となります。

介護保険サービスの利用促進を図るため、利用者がサービスを選択していく上で必要となる介護保険サービスの内容や事業者に関する情報などを提供するほか、サービスの利用の際に必要な利用料などの負担軽減を行います。

(1) 居宅介護サービス費の額の特例等

災害等の特別な事情により、介護保険サービスの自己負担が困難と認められた要介護認定者等について、利用者の負担を軽減します。

(2) 高額介護（介護予防）サービス費

介護保険サービスの自己負担額が一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

(3) 高額医療合算（介護予防）サービス費

医療保険と介護保険の両方を利用する世帯の合計の自己負担額が、一定の上限額を超えた場合、その超えた部分について支給します。

(4) 高額障害福祉サービス等の給付等

平成30年度より、一定の要件を満たす方に、介護保険の自己負担分については高額障害福祉サービス給費等で償還する制度が設けられます。福祉課と健康推進課が情報を共有し、支給は福祉課が行います。

(5) 特定入所者介護（介護予防）サービス費

低所得者に対して、負担が重くならないよう介護保険施設利用時（短期入所を含む）の居住費・食費に対する補足給付を行います。

5. サービスの基盤整備

(1) 日常生活圏域の設定及び圏域ごとの整備計画

第6期計画では日常生活圏域を北部・中部・南部の3圏域に編成しました。第7期計画でも3圏域において、地域包括ケアシステムの構築・生活支援体制整備事業に取り組んでいきたいと考えています。

(2) 公的介護施設等整備計画の目的

村は、「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、重度な要介護状態となっても住み慣れ

た地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「地域における公的介護施設等の計画的な整備等に関する法律」（介護施設整備法）第3条第1項の「整備基本方針」に基づき第4条の規定により「市町村整備計画」を策定し、地域密着型サービス・介護予防拠点等の社会福祉空間を整備することを目的としています。

（３）公的介護施設等の具体的目標

本村の生活圏域、地域特性等を踏まえて3地区（北部・中部・南部）生活圏域毎に第2層協議体を設置します。また、引き続き村内3か所に設置してあるトータルサポートセンターを活用し、実態の把握、ニーズ調査等を行い、入所待機者等が施設で安心・安全に暮らすことができる公的介護施設にします。

（４）現在の施設整備状況と今後の整備計画

地区	年度	地域密着型サービス					福祉施設			地区別計	
		小多機	GH	認DS	特養	ケアハウス	小DS	生活支援	予防拠点		避難所
北部	既設	1	1	1							3
	30										0
	31										0
	32										0
	33以降										0
	計	1	1	1	0	0	0	0	0	0	3
中部	既設										0
	30										0
	31										0
	32										0
	33以降	1									1
	計	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
南部	既設		1								1
	30										0
	31	1			1						2
	32										0
	33以降										0
	計	1	1	0	1	0	0	0	0	0	3
施設別計		3	2	1	1	0	0	0	0	0	7

小多機・・・小規模多機能型居宅介護

GH・・・認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）2ユニット 18床

認DS・・・認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

特養・・・小規模特別養護老人ホーム

ケアハウス・・・ケアハウス（小規模特定施設入居者介護）

小DS・・・小規模通所介護（18名）

生活支援・・・生活支援ハウス

予防拠点・・・介護予防拠点

避難所・・・福祉避難所（小規模特養に併設）

第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画は、西郷村における高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災などの各機関との連携が欠かせないものになります。

このため、庁内関係部署はもとより住民、地域団体に計画の趣旨や内容の周知を図り、連携の強化、協力体制づくりを進めていきます。

(1) 庁内関係部署の連携

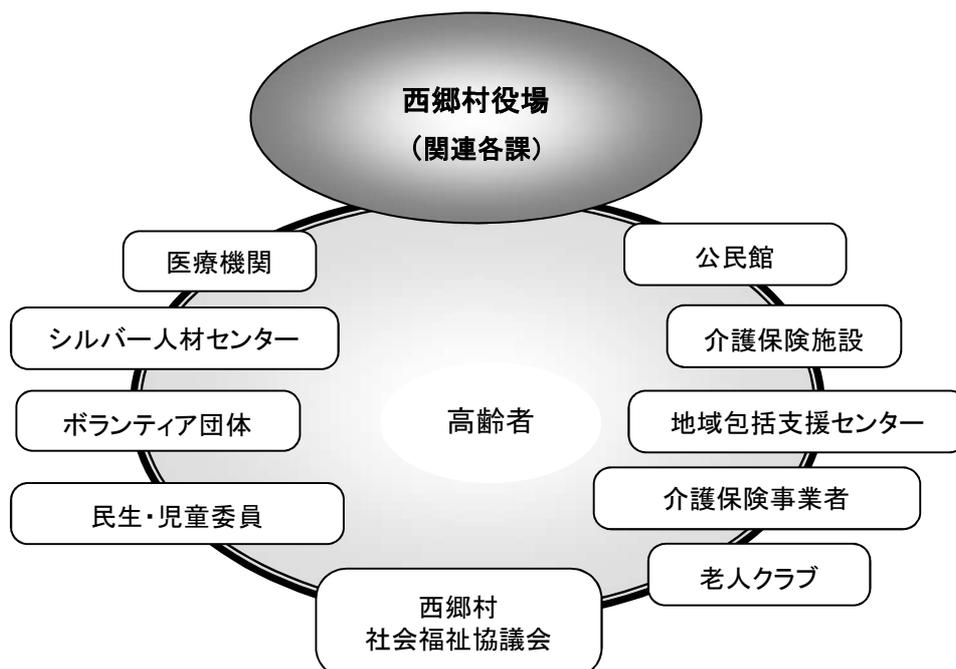
本計画に携わる部署は、庁内の組織で見ると介護保険や高齢者福祉の担当課だけでなく、健康増進の担当課、道路整備の担当課、生涯教育の担当課、生活環境の担当課など広範囲にわたっています。

このため、各部署間の綿密な情報交換と連携のもと、計画の適正な推進と進行管理を行います。

(2) 関係機関・団体との連携

本計画を推進し、高齢期における自立した生活の維持・みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築のためには、行政のみならず、住民や事業者、各団体等の役割も重要となります。

このため、西郷村社会福祉協議会や保健・医療・福祉機関、ボランティア団体、民間事業者、老人クラブ、シルバー人材センター等との連携を強化し、役割分担と協働のもと、計画を推進します。



2. 計画の進捗管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するため、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを確立し、保健・医療・福祉に関して総合的な見地から推進状況を評価・確認していきます。

また、要介護等認定の状況、第1号被保険者の保険料の収納状況、サービスの需給状況などについて適宜、検討を行い介護保険財政の健全運営を図っていきます。

一方、計画推進の母体となる地域包括支援センター及び地域密着型サービス等の公正・中立性の確保並びに適切な運営を図るため協議を行います。



自立支援・重度化予防に向け、地域マネジメントを実施

<PDCAサイクル>

- ①地域の実態把握・課題分析
- ②地域の共通目標を設定
- ③目標達成に向けた具体的な計画の策定
- ④計画に基づき、自立支援・介護予防に向けた取組を推進
- ⑤実施した施策・取組の検証

1. 西郷村介護保険運営協議会規則

平成12年3月23日規則第3号

西郷村介護保険運営協議会規則

(目的)

第1条 西郷村介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に関しては、法令又は西郷村介護保険条例（平成12年西郷村条例第2号）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委嘱)

第2条 委員は、村長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会は、会長が召集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(答申)

第5条 会長は、協議会において審議事項を決定したときは、文書をもって村長に答申するものとする。

(意見聴取)

第6条 協議会は、審議のため必要とするときは、村長に協議のうえ、被保険者その他の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(会議録)

第7条 会長は、書記に次の事項を記載した会議録を調製させ、会長が指名した2名以上の出席委員とともに、これに署名しなければならない。

- (1) 諮問事項の表示
- (2) 開会の期日及び場所
- (3) 出席した委員の氏名及び種別
- (4) 出席した関係者等の氏名及び職業
- (5) 審議の経過

(6) その他必要な事項

(経費)

第8条 協議会の経費は、毎年度西郷村介護保険特別会計予算の定めるところによる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、健康推進課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

西郷村介護保険運営協議会委員名簿

平成29年11月1日～平成32年10月31日まで

	氏 名	所属名及び役職	備 考
識見を有する者 (第4条第1項第1号)	田邊 敏捷	西郷村民生児童委員協議会会長	
保健、医療、福祉関係者 (第4条第1項第2号)	佐藤 健	ニューロクリニック院長	
	森下 富士子	(社)福島県社会福祉事業団 福島県さつき荘園長	
	木村 志津枝	(社)西郷村社会福祉協議会 指定居宅介護支援事業管理者	
	西坂 雄治	(社)西郷村社会福祉協議会会長	副 会 長
村議会議員 (第4条第1項第3号)	真船 正康	西郷村議会議員 (文教厚生常任委員会副委員長)	
	藤田 節夫	西郷村議会議員 (文教厚生常任委員会委員)	会 長
被保険者 (第4条第1項第4号)	高瀬 初江	西郷村赤十字奉仕団委員長	
	橋場 八代子	西郷村老人クラブ連合会会長	
	遠藤 晃	県南地域連合 (太陽の国管理センター内)	

2. 西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱

平成20年1月29日訓令第1号

西郷村高齢者保健福祉計画策定要綱

(趣旨)

第1条 この訓令は、高齢者保健福祉の総合的かつ計画的な推進を図るため、西郷村高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定に関して必要な事項を定めるものとする。

(計画内容)

第2条 計画に定める事項は、次のとおりとし、西郷村総合振興計画と連動するとともに、福島県老人保健福祉計画・介護保険事業支援計画との整合性を図るものとする。

- (1) 計画策定の趣旨
- (2) 高齢者を取り巻く環境及びサービス供給量の見込み
- (3) 計画の課題と将来像・基本方針
- (4) 施策・事業
- (5) その他高齢者保健福祉計画及び相談支援の確保に関し必要な事項

(計画期間)

第3条 計画期間は、介護保険事業計画に合わせるものとする。

(高齢者保健福祉計画策定委員会)

第4条 計画の内容について審議するため、西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(任務)

第5条 委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に関すること。
- (2) その他村長が必要と認める事項

(組織)

第6条 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する10名以内をもって構成する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係機関等に属する者
- (3) その他村長が適当と認める者

2 委員の任期は、前条の任務が完了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第7条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(検討会)

第8条 第2条に掲げる事項の専門的な調査・研究を行い、もって委員会の円滑な運営に資するため、検討会を置く。

2 検討会は、健康推進課職員及び関係各課の担当係長で構成する。

3 検討会に委員長及び副委員長を置き、委員長には健康推進課長、副委員長には委員長の指名する職員をもって充てる。

4 委員長は、検討会の業務を総括し、必要に応じて検討会を招集する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(意見の聴取)

第9条 委員会及び検討会は、必要に応じて学問的かつ専門的な助言及び意見を得るため、関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第10条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

平成29年11月1日～平成32年10月31日まで

	氏 名	所 属 名	備 考
識見を有する者 (第3条第1項第1号)	金澤 隆夫	西郷村民生児童委員協議会	副 会 長
関係機関等に関する者 (第3条第1項第2号)	佐藤 健	ニコニコリハビリ	会 長
	郷 眞智子	福島県やまぶき荘	
	坂本 裕子	福島県さつき荘	
	鈴木 史子	福島県県南保健福祉事務所 高齢者支援チーム	
	鈴木 勝彦	西郷村社会福祉協議会	
その他村長が必要と認める者 (第3条第1項第3号)	遠藤 玉美	西郷村婦人会連絡協議会	
	貝森 康子	西郷ボランティアの会	
	芳賀三代子	西郷村社会福祉協議会	

30健 第 166 号
平成30年 1月24日

西郷村介護保険運営協議会
会 長 藤 田 節 夫 様

西郷村長 佐藤 正博

西郷村第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について（諮問）
社会福祉法第7条第2項の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

添付資料

- ・西郷村第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の基本方針について

平成30年 3月 2日

西郷村長 佐藤 正博 様

介護保険運営協議会
会 長 藤田 節夫
(印 省 略)

西郷村第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画について（答申）

平成30年1月24日付30健第166号をもって諮問のあった標記の件について、本協議会は下記のとおり答申する。

記

1 審議結果

西郷村第8次保健福祉計画・第7期介護保険事業計画において、本協議会において3回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行った結果、別添の西郷村第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画（最終案）につきましては、適当であるという結論を得たので報告します。

計画の決定については、この報告及び審議過程で各委員から出された意見を十分に踏まえ、第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画の基本理念である「高齢者における自立した生活の維持」「みんなで支え合うバランスのとれた共生社会の構築」を達成できるよう、4項目の基本目標の推進に努められるよう要望します。

なお、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて大きく制度が変更されることが予測されます。計画内容については今後も柔軟に協議し、必要に応じて見直しを図りながら計画の推進に努められることを要望します。

2 別添

- ・西郷村第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
- ・西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉計画策定委員会議事録

3. 策定の経緯

日 時	内 容
平成 29 年 1 月中旬～ 平成 29 年 1 月 31 日	高齢者実態調査の実施
平成 29 年 11 月 1 日(水)	第 1 回西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉 計画策定委員会合同会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査結果の概要 ・ 介護保険事業の概要 ・ 人口推計について ・ 第 7 期介護保険事業計画のポイントについて ・ 第 8 次高齢者福祉計画第 7 期介護保険事業計画（骨子案）
平成 30 年 1 月 24 日(水)	第 2 回西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉 計画策定委員会合同会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 次高齢者福祉計画第 7 期介護保険事業計画（素案）につい て
平成 30 年 2 月 15 日(木)	第 3 回西郷村介護保険運営協議会並びに西郷村高齢者保健福祉 計画策定委員会合同会議の開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 8 次高齢者福祉計画第 7 期介護保険事業計画（最終案）につ いて

**西郷村第8次高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画
(平成30～32年度)**

平成30年3月

編集：西郷村 健康推進課

発行：西郷村

〒961-8061

福島県西郷村大字小田倉字上川向76番地1

TEL 0248-25-3910

URL <http://www.vill.nishigo.fukushima.jp/>